

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT118-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び
拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料

比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

目 次

1. 重大事故等対策

- 1.0 重大事故等対策における共通事項
- 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
- 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
- 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
- 1.14 電源の確保に関する手順等
- 1.15 事故時の計装に関する手順等
- 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- 1.17 監視測定等に関する手順等
- 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1.19 通信連絡に関する手順等

2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

- 2.1 可搬型設備等による対応

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
比較結果等をとりとまとめた資料			
1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの	: なし		
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの	: なし		
c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの	: なし		
d. 当社が自主的に変更したもの	: なし		
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの	: なし		
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの	: なし		
c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの	: なし		
d. 当社が自主的に変更したもの	: なし		
1-3) バックフィット関連事項	: なし		
1-4) その他	: なし		
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備名称の相違（以下については、差異理由欄に差異理由を記載しない）			
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい	
	緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所換気設備	
	緊急時対策所非常用送風機（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	
	緊急時対策所非常用フィルタ装置（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	空気供給装置	
	差圧計	圧力計	
重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に係る設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）、（データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置）	データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末	
	衛星電話設備	衛星電話設備及び衛星携帯電話	
	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備	
	衛星電話設備（携帯型）	衛星携帯電話	
	無線連絡設備（固定型）		
	無線連絡設備（携帯型）	トランシーバ	
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	
	送受話設備（ページング）	運転指令設備	
局線加入電話設備	加入電話設備		
代替電源設備からの給電	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
2-2) 設備または設計方針の相違（以下については、差異理由欄に相違No. を記載する）			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
①	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする	緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。	・設計方針の相違 指示を行う要員と現場作業をする要員の幅員を避けるため指揮所及び待機所を設ける。
②	ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有した設計。ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクを用いて自動で補給する。軽油タンクからタンクローリーによりガスタービン発電機軽油タンクへ燃料を補給するが、ブルーム通過中には給油を必要としない。また、電源車（緊急時対策所用）の燃料は緊急時対策所軽油タンクを用いて自動で補給する。	緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有することにより多重性を有した設計。ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を手動で補給する。ブルーム放出前においては、10時間運転継続可能な残油量を下回らないように補給する。	・設備の相違 緊急時対策所用発電機は可搬型設備であり、燃料補給は自動で行われないことから、ブルーム通過前に可搬型タンクローリーを用いて手動で燃料タンクを満杯状態まで補給し、運転を継続する。活動に必要な電源負荷に対する燃料消費量から、燃料タンク満杯の状態では、指揮所用発電機は19時間、待機所用発電機は24時間連続運転可能であり、ブルーム通過直前に燃料補給をしておくことで活動に影響はない。
③	緊急時対策建屋内には、非常用母線の「緊急時対策所高圧母線J系」を設置している。 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。	緊急時対策所には、所内常用電源からの分電盤が設置されている。 緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊の緊急時対策所の電源（通信連絡設備の電源を除く。）は、通常時1号炉（又は2号炉）の所内常用母線から受電している。1号炉（又は2号炉）の所内常用母線電源喪失時には緊急時対策所内に設ける分電盤にて切替を行い、緊急時対策所用発電機から給電する設計としている。 また、通信連絡設備は、通常時3号炉の非常用母線から電力を受電しており、全交流動力電源喪失時においては、3号炉非常用母線に接続する代替非常用発電機から給電する。
④	緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を緊急時対策建屋に設ける。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを空調上屋に設ける。	・設計方針の相違 緊急時対策所指揮所及び待機所に隣接した空調上屋を設け、換気空調設備を設置する。
⑤	（記載なし）	可搬型気象観測設備	・設計方針の相違 泊の既設の気象観測設備は緊急時対策所から離れた場所に設置されているため、可搬型の気象観測設備を使用する。
2-3) その他差異理由を記載しない名称等の相違			
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	
	原子炉冷却系統	1次冷却系統	
	自主対策設備	多様性拡張設備	
■ 発電所名の相違は差異理由を記載しない。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果 a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備 b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 (2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順 a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順 b. その他の手順項目にて考慮する手順 (3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 a. 緊急時対策所にとどまる要員について b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順 c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等 (1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順 (2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 (3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定結果 a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備 b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 a. 可搬型空気浄化装置運転手順 b. 空気供給装置による空気供給準備手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 (2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順 b. その他の手順項目にて考慮する手順 (3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 a. 緊急時対策所にとどまる要員について b. 空気供給装置への切替準備手順 c. 空気供給装置への切替手順 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等 (1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 (2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について (3) 通信連絡に関わる手順等</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理について</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定結果 a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備 b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 b. 空気供給装置による空気供給準備手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 (2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 b. その他の手順項目にて考慮する手順 (3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 a. 緊急時対策所にとどまる要員について b. 空気供給装置への切替準備手順 c. 空気供給装置への切替手順 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等 (1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 (2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について (3) 通信連絡に関する手順</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等 (1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p>	<p>・設備の相違による資料構成の相違 泊は空気供給に際し、対策所外での準備が必要であることから準備手順を作成</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違 ・手順名称の相違 泊は格納容器ベントを想定した手順としていないことから名称の相違がある。 ・手順名称の相違 手順名称の相違はあるが、空気ポンプから空調設備へ切替える行為は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順</p> <p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>(1) ガスタービン発電機による給電</p> <p>(2) 電源車による給電</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順</p>	<p>a. 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>b. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>(2) 飲料水、食料等について</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機起動手順</p> <p>c. 緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順</p> <p>d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p> <p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</p>	<p>(2) 放射線管理に関する手順</p> <p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順</p> <p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順</p> <p>d. 電源車（緊急時対策所用）の待機運転手順</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・設備運用の相違</p> <p>泊はチェンジングエリアを常設していることから運用手順のみとしている。</p> <p>・③の相違</p>
<p>添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p>	<p>添付資料 1.18.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備のための整理表</p>	<p>添付資料 1.18.1 重大事故対処設備及び多様性拡張設備整理表</p>	<p>・資料名称の相違</p>
<p>添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等に関する補足説明</p>	
<p>添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.3 電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順に関する補足説明</p>	<p>・記載順番（番号）の相違</p>
<p>添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.4 必要な情報を把握するための手順の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等に関する補足説明資料</p>	
<p>添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.5 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p>	<p>添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電手順に関する補足説明</p>	<p>・記載表現の相違</p>
<p>添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>		<p>添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	
		<p>添付資料 1.18.7 緊急時対策所内の要員及び必要スペースについて</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。 なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【要求事項】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p>	<p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備^{*1}及び資機材^{*2}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※2 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、2号炉の非常用高压母線から給電されている。 この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18-1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所^{*1}を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備^{*2}及び資機材^{*3}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所をいう。このうち、緊急時対策所指揮所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、緊急時対策所待機所とは、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア設営用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、発電所内電源から給電されている。この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18.1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所^{*1}を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備^{*2}及び資機材^{*3}を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所をいう。このうち、緊急時対策所指揮所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、緊急時対策所待機場所とは、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、緊急時対策所立ち上げから、電源車（緊急時対策所用）により給電する。この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。（第1.18.1図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・①の相違</p> <p>・資機材名称の相違</p> <p>・③の相違 ・記載表現の相違 表現の相違はあるが、泊も女川も発電所内電源からの給電を示していることから実質的な相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材、整備する手順についての関係をそれぞれ第1.18-1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所 ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所非常用送風機 ・ 緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・ 緊急時対策所非常用給排気配管・弁 ・ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ） ・ 緊急時対策所加圧設備（配管・弁） ・ 緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・ 可搬型モニタリングポスト ・ 酸素濃度計 ・ 二酸化炭素濃度計 ・ 差圧計 	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性を確保するための設備は、それぞれに対して以下のとおり。なお、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備、モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の共通の設備である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所遮へい ・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン^{※4※5} ・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット^{※4※5} ・ 空気供給装置^{※5} ・ 緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・ 可搬型モニタリングポスト ・ 可搬型気象観測設備 ・ 酸素濃度計 ・ 二酸化炭素濃度計 ・ モニタリングステーション ・ モニタリングポスト ・ 圧力計 	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所の居住性を確保するための設備は、それぞれに対して以下のとおり。なお、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所の共通の設備である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン^{※4※5} ・ 緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット^{※4※5} ・ 空気供給装置^{※5} ・ 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ ・ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ ・ 可搬型モニタリングポスト ・ 酸素濃度計 ・ 二酸化炭素濃度計 ・ 電源車（緊急時対策所用） ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー ・ モニタリングステーション ・ モニタリングポスト 	<p>・ ①の相違</p> <p>・ 設備の相違 指揮所及び待機所を隣接して設置することから、2箇所の共通設備として使用する。</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>・ ⑤の相違</p> <p>・ 設備の相違 既設のモニタリングポストおよびモニタリングステーションを多様性拡張設備として位置付け使用する。</p> <p>・ 設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム(SPDS)※3 無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型） 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 無線通信装置 無線連絡設備（屋外アンテナ） 衛星電話設備（屋外アンテナ） 衛星通信装置 有線（建屋内） <p>※3 主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される。</p>	<p>※4 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気空調設備という。</p> <p>緊急時対策所指揮所において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。なお、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、電力保安通信用電話設備については、緊急時対策所待機所においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データ表示端末 データ収集計算機 ERSS伝送サーバ 衛星電話設備 衛星携帯電話 トランシーバ 運転指令設備 インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 電力保安通信用電話設備 専用電話設備 無線通話装置 社内TV会議システム 加入電話設備 携帯電話 対策の検討に必要な資料 	<p>※4 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン及び緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットをまとめて、緊急時対策所可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気設備という。</p> <p>緊急時対策所指揮所において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。なお、インターフォン（指揮所一待機場所間用）、携行型通話装置及び電力保安通信用電話設備については、緊急時対策所待機場所においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> SPDS表示装置 安全パラメータ表示システム(SPDS) 安全パラメータ伝送システム 衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬） 緊急時衛星通報システム 運転指令設備 インターフォン（指揮所一待機場所間用） 携行型通話装置 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 電源車（緊急時対策所用） 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー 空冷式非常用発電装置※6 電力保安通信用電話設備 無線通話装置 社内TV会議システム 加入電話 加入ファクシミリ 対策の検討に必要な資料 <p>※6 安全パラメータ表示システム(SPDS)及び安全パラメータ伝送システムへの給電に用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①の相違 ①の相違 設計方針の相違 泊は指揮所と待機所の2棟設計としているため、要員が指揮所・待機所間を往来しなくても連絡が取れるよう設備を設置している。 記載表現の相違 (女川)SPDSの構成設備を注釈で記載 記載箇所の相違 運転指令設備は女川の送受信機（ページング）に相当 設備名称の相違 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は泊も同様の設備が該当する。 記載方針の相違 泊は伝送路（アンテナ、優先）に関して設備として記載していない。（大飯と同様） 記載箇所の相違 電力保安通信用電話設備、専用電話設備、加入電話設備は（女川）(b)項（本資料3頁後）に記載。 設備の相違 泊は初動対応上の多様性を確保する目的で中央制御室等との連絡に携帯電話（多様性拡張設備）も使用する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理用資機材（線量計及びマスク等） ・飲料水、食料等 <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・タンクローリ ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・軽油タンク～タンクローリ ホース〔燃料流路〕 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線2F系 ・電源車（緊急時対策所用） ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用）ホース〔燃料流路〕 ・緊急時対策所用高圧母線J系 ・ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕 ・電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路〔電路〕 ・電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕 	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護具及びチェンジングエリア設置用資機材 ・飲料水、食料等 <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリ ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <p>・代替非常用発電機※6</p> <p>※6 情報収集設備及び通信連絡設備への給電に用いる。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所可搬型空気浄化ファン ・緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット ・電源車（緊急時対策所用） ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリ ・防護具及びチェンジングエリア用資機材 ・飲料水、食料等 <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（緊急時対策所用） ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリ <p>・空冷式非常用発電装置</p>	<p>・記載資機材名の相違</p> <p>・②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材 「審査基準」及び「基準規則」に要求される緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所非常用給排気配管・弁、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、酸素濃度計、差圧計、安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、無線通信装置、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建屋内）は、重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素であることから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、軽油タンク～タンクローリ ホース〔燃料流路〕、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用） ホース〔燃料流路〕、緊急時対策所用高圧母線J系、ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕、電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路〔電路〕、電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材 審査基準及び基準規則に要求される緊急時対策所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備、酸素濃度計、圧力計、データ表示端末、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素であることから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替非常用発電機はいずれも重大事故等対処設備に位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材 審査基準及び基準規則に要求される緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ、可搬式モニタリングポスト、酸素濃度計、SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、衛星電話、緊急時衛星通報システム、インターフォン、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素であることから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリ及び空冷式非常用発電装置はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。 ・モニタリングステーション ・モニタリングポスト</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・設備の相違 （泊）可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>・設備の相違 泊は指揮所と待機所の2分割の設計としているため、要員が指揮所・待機所間を往来しなくても連絡が取れるよう設備を設置している。</p> <p>・②③の相違</p> <p>・設備、運用の相違 モニタリングポストおよびモニタリングステーションを多様性拡張設備として位置付け使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力保安通信用電話設備 専用電話設備(地方公共団体向ホットライン) 社内テレビ会議システム 局線加入電話設備 送受話器(ページング) (警報装置を含む。) 移動無線設備 <p>上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内外との通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備電源車 第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)と同仕様であり、給電開始に時間を要するものの、対策は有効である。 電源車接続口(緊急時対策建屋南側) 緊急時対策建屋南側に設置する電源車接続口は、緊急時対策建屋北側に電源車接続口と位置的分散を図ることで確実な電源確保をする手段として有効である。 <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入電話設備 専用電話設備 電力保安通信用電話設備 社内TV会議システム 無線通話装置 携帯電話 <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、チェンジングエリア設営用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記の a.より選定した対応手段に係る手順を整備する(第1.18.1表参照)。また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18.2表、第1.18.3表参照)。</p>	<p>上記の設備は、発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用するものであり、重大事故等時に使用できる場合は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び可搬式モニタリングポストに加えた屋外の放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能である。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転指令設備 加入電話 加入ファクシミリ 電力保安通信用電話設備 社内TV会議システム 無線通話装置 <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>なお、対策の検討に必要な資料、防護具及びチェンジングエリア用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等 上記の a.により選定した対応手段に係る手順を整備する。(第1.18.1表参照) また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。(第1.18.2表、第1.18.3表参照)</p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・記載方針の相違 女川の送受話器(ページング)に相当する設備として泊は運転指令装置を設置しているが、通信連絡範囲は発電所内のみであることから、発電所外との通信連絡を行うための手段である本項には記載していない</p> <p>・設備の相違 泊は携帯電話も使用する。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違 泊は発電所外との通信連絡に限定した多様性拡張設備を記載</p> <p>・設備の相違 泊は緊急時対策所発電機で対応することとしており、同様の設備なし</p> <p>・記載表現の相違 (女川) 具体的設備を例示</p> <p>・記載資機材名称の相違</p> <p>・記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>これらの手順は、発電所対策本部長※4、発電管理班※5、 保修班※6、放射線管理班※7、総務班※8の対応として、 重大事故等対応要領書等に定める(第1.18-1表)。 また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる 設備についても整備する(第1.18-2表、第1.18-3表)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内にお いて、本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上 位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線 管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水及び食料の管 理、運用については、技術課長、放射線管理課長、総務課長 ※9にて実施する。</p> <p>※4 発電所対策本部長：重大事故等対策要員のうち原子 力防災管理者(所長)及び代行者をいう。 ※5 発電管理班：重大事故等対策要員のうち発電管理班 の班員をいう。 ※6 保修班：重大事故等対策要員のうち保修班の班員を いう。 ※7 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管 理班の班員をいう。 ※8 総務班：重大事故等対策要員のうち総務班の班員を いう。 ※9 技術課長、放射線管理課長、総務課長：通常時の発 電所組織における各グループの長をいう。なお、重 大事故等時においては、技術課長は情報班、放射線 管理課長は放射線管理班、総務課長は総務班に属す る。(添付4-1)</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長※7を主体とした事務 局員※8及び放管班員※9の対応として可搬型空気浄化装置運 転手順、空気供給装置への切替手順、重大事故等の放射線管 理手順、緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順等に 定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線 管理用資機材、飲料水及び食料等の管理・運用については、 安全管理課長及び運営課長※10にて実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子 力防災管理者又は代行者をいう。 ※8 事務局員：発電所災害対策要員のうち事務局の班員 をいう。 ※9 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員 をいう。 ※10 安全管理課長及び運営課長：通常時の発電所組織に おける各課の長をいう。</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長※7を主体とした緊 急安全対策要員※8、緊急時対策本部要員※9及び運転員等※ 10の対応として定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射 線管理用資機材、飲料水及び食料等の管理、運用について は、安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長※11に て実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における 発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※8 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち 発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転 員等以外の要員をいう。 ※9 緊急時対策本部要員：重大事故等対策要員のう ち発電所対策本部長の指示に基づき緊急時対策 所内の活動を行う要員をいう。 ※10 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のう ち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する 要員をいう。 ※11 安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長： 通常時の発電所組織における各課室の長をい う。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員、班名称の相違 ・手順名称記載の相違 ・記載箇所の相違 前頁に記載 ・体制の相違 ・記載表現の相違 (女川) 具体的設備 ・要員、班名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エリアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等※10、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。 ※10 緊急体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするために、緊急時対策所遮へいと緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所外からの空気取入れを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エリアモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所への放射性物質の侵入低減を図る。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等※11、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。 ※11 原子力防災体制が発令され、緊急時対策所本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするために、緊急時対策所遮蔽と緊急時対策所換気設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に配備する可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタにより、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に進入した放射性物質による放射線量を測定、監視し、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内空気取入れを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて監視、測定することにより侵入を検知し、緊急時対策所への放射性物質等の侵入低減を図るための措置を講じる。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等※12、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。 ※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・設備運用の相違 既設のモニタリングポストおよびモニタリングステーションも多様性拡張設備として使用する。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・発令体制名称、対策本部名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順 緊急体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所非常用送風機を起動する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用送風機を起動する。 緊急時対策所非常用送風機を起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する(添付2-2, 添付2-3)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所非常用送風機の運転手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系系統概略図(ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)を第1.18-2図に、緊急時対策所非常用送風機運転手順のタイムチャートを第1.18-3図に、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置設置場所を第1.18-4図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)設置場所を第1.18-5図に示す。</p> <p>① 保班長は、手順着手の判断基準に基づき、保班に緊急時対策所非常用送風機の起動を指示する。</p> <p>② 保班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。</p> <p>③ 保班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。 1号炉(2号炉)所内常用電源が喪失した場合は、代替交流電源設備からの給電により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれへの可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブル接続、可搬型空気浄化装置の運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気空調設備の概略系統図を第1.18.2図に、可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型空気浄化装置の起動を指示する。</p> <p>② 事務局長は、可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>③ 事務局長は、緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>④ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p>	<p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>緊急時対策所可搬型空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所のそれぞれの緊急時対策所可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気設備の概略系統図を第1.18.2図に、緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所可搬型空気浄化装置の起動を指示する。</p> <p>② 当直課長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所可搬型空気浄化装置が起動するまでの間、空気供給装置の一部を使用した空気の供給を運転員等に指示する。</p> <p>③ 運転員等は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置が起動するまでの代わりとして準備した空気供給装置を使用して緊急時対策所指揮所へ空気の給気を行い、室内の圧力を微正圧(20Pa[gage]以上)にする。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブルの接続並びにダンパの開放を実施する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンを起動する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(20Pa[gage]以上)に調整する。</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>・③の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>可搬型設備のため、ダクト等の接続操作を行う。</p> <p>・添付資料構成の相違</p> <p>・要員、班名称の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>可搬型設備のため、ダクト等の接続操作を行った後、電源の入操作によりファンを起動する。</p> <p>また、対策所内の圧力調整は、圧力計を確認しながら手動で調整する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 保修班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定場所は、第1.18-10図を参照）。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急時対策所内において、保修班1名で行う。室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所換気空調設備を運転した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 事務局員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 事務局員は、酸素濃度が18%以上又は、二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、緊急時対策所給気第2手動ダンパ及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、換気率を調整する。</p> <p>なお、空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置されている空気供給装置流量調節弁及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、当該箇所の空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員2名が別々に操作を行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所換気設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を越えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1%を越える前までに、空気流入量の調整を行うよう緊急時対策本部要員に指示する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を使用している場合は給気手動ダンパ及び排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置を使用している場合は空気供給装置の流量調節弁及び排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が操作を行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所において実施する。室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 換気空調設備は緊急時対策所立ち上げ時すぐに運転を開始することから、実質的な差異はない ・記載表現の相違 ・要員、班名称の相違 ・記載表現の相違 ・要員名の相違 ・記載表現の相違 ・設備、運用手順の相違 泊は酸素濃度等を監視しながら手動で換気流量等を調整する。 ・設備、運用手順の相違 泊は酸素濃度等を監視しながら手動で換気流量等を調整する。 ・体制の相違 指揮所及び待機所に分かれて作業することから人員数の相違がある。 ・設備構成の相違 弁、ダンパ等は手動で調整する。 ・記載表現の相違 ・弁、ダンパ等の調整操作を伴うが、対策所内の操作であり、速やかに対応が可能

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。 さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。 なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18-6図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、作業開始を判断してから10分以内で可能である。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内への放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。 また、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内のそれぞれに設置する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を設置する手順は「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち1.17.2.1(3)「可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所放射線量の測定」及び</p>	<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。 また、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポストを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名が、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に設置する。操作完了まで約45分と想定する。暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に可搬式モニタリングポストを設置する手順は「1.17 監視測定等に関する手順等」に整備する。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・手順着手判断の相違</p> <p>・記載表現の相違 表現は相違するが、居住性の確認を行うためという目的は同様。</p> <p>・設備の相違 泊は既設のモニタリングポストおよびモニタリングステーションを多様性拡張設備として使用する。</p> <p>・記載表現の相違 泊は配置に関する記載をしており、表現は相違するが、緊急時対策所の加圧判断に用いる点は同様</p> <p>・記載表現の相違 表現は相違するが、原災報第10条事象が発生したと判断するのは対策本部長であることは同様。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員、班名称の相違</p> <p>・要員、班名称の相違</p> <p>・班名称の相違</p> <p>・体制の相違 指揮所、待機所の2箇所を実施することから人数に相違がある。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違 可搬型気象観測設備も使用する</p> <p>・記載表現の相違 1.17で整備し 呼び出す具体的な手順名称を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）36名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）36名のうち2号炉中央制御室にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名に加え、1号炉運転員4名、3号炉運転員4名、初期消火要員（消防車隊）6名、運転検査官4名を合わせた83名と想定している。（添付4-2、添付4-3） ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（約200名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>1.17.2.2(2)「可搬型気象設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定」に整備する。</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員77名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員6名の合計83名と想定している。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（120名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合、具体的には以下のいずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所との間に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が0.01 mGy/h以上となった場合。 ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要がある場合。 ・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、原子炉格納容</p>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員については、緊急時対策所へとどまることができる設計とする。 ブルーム通過中の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員19名、3号炉及び4号炉の運転員12名の合計96名と想定している。更に、1号炉及び2号炉の運転員10名を加え、合計106名と想定している。 なお、この要員数を最大として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンペによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合、具体的には以下のいずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線により、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所との間に設置する可搬型モニタリングポストの指示が上昇傾向となった場合。 ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。 ・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、発電所</p>	<p>・設備の相違 可搬型気象観測装置を使用することから、手順を整備している。</p> <p>・体制の相違</p> <p>・最大収容人数の相違 泊は指揮所60名、待機所60名の計120名が最大収容可能人数となる。</p> <p>・運用の相違 切替操作および監視要員の配置を行うための手順を整備</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</p> <p>原子炉格納容器ベントを実施する場合に備え、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧判断のフローチャートは第 1.18-7 図に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合。</p>	<p>器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要がある場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.6 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、放管班長及び事務局長へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストの監視強化を行う。</p> <p>③ 事務局員は、加圧操作の要員を配置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員 1 名及び事務局員 4 名が 2 名 1 組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合。</p>	<p>対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、緊急時対策本部要員へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポストの監視強化を行う。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、加圧操作の要員を配置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急時対策本部要員4名が2名1組となつて、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所のそれぞれにおいて実施する。室内での要員の配置等のみであるため、約4分での対応が可能である。</p> <p>なお、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線では、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのうち複数台の指示上昇が予想されることから、モニタリングステーション及びモニタリングポストの指示値とともに3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポスト以外の可搬式モニタリングポストの指示値も参考とする。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>泊は原子炉格納容器ベント設備を設置していないことから原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出される場合としている。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>表現の相違はあるが、対策所内を外気よりも高い圧力に加圧し、空気流入を遮断する目的は同様</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合 【条件1-1】：2号炉の炉心損傷※11 及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可 【条件1-2】：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/h となった場合</p> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合 【条件2-1-1】：2号炉において炉心損傷※11 後に原子炉格納容器ベントの実施を判断した場合 【条件2-1-2】：2号炉において炉心損傷※11 後に原子炉格納容器破損徴候が発生した場合 【条件2-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/h となった場合</p> <p>※11 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）により緊急時対策所を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系系統概略図（プルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化）を第1.18-8図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）運転手順のタイムチャートを第1.18-9図に示す。また、緊急時対策所の見取り図を第1.18-10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、技術班が実施する事象進展予測等から、原子炉格納容器ベントに備え、緊急時対策所にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う※12。</p> <p>※12・原子炉格納容器圧力で0.640MPa [gage] の到達を確認した場合。</p> <p>・技術班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後※13の原子炉格納容器ベントより先に原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき、水素・酸素の放出の実施予測時刻が6時間後以内になると判明した場合で、放出される放射性物質、風向き等から発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p>	<p>・モニタリングステーション、モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が5 mGy/h 以上となった場合。</p> <p>・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.001 mSv/h 以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.7図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。</p>	<p>・3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置する可搬型モニタリングポストの指示が上昇傾向にある場合。</p> <p>・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h 以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.8図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p>	<p>・記載内容の相違 加圧判断基準の相違</p> <p>・手順着手基準の相違 プラントの各種条件により判断基準値に相違があるが、線量率等の評価行い、被ばく防護上確実に判断でき、かつ評価値よりも低く判断基準を設定していることから実質的な差異はない。</p> <p>・記載内容の相違 泊は原子炉格納容器ベント設備の設置がないことから、原子炉格納容器ベントを想定した基準を設けていない。</p> <p>・資料名称、添付資料番号の相違</p> <p>・炉型、設備相違による判断基準の相違 泊3は原子炉格納容器ベント設備を使用した格納容器減圧操作は実施しないことから判断基準に相違がある。（大飯と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>・事象進展の予測ができず、炉心損傷後※13の原子炉格納容器ベントに備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>※13 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p> <p>② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）の起動を指示する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器ベント実施の前には、緊急時対策所にとどまる要員が全て緊急時対策所に戻って来ていることの確認を行う。</p> <p>⑥ 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択することで、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による加圧を開始する。</p> <p>⑦ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで3分以内で可能である。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>④ 事務局員は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑤ 事務局員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</p> <p>⑥ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約2分と想定する。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の加圧準備ができていることを確認する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気手動ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を開とする。</p> <p>⑥ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑦ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(20Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員4名が2名1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場のそれぞれにおいて実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p>	<p>・記載内容の相違 対策所にとどまる要員、退避する要員の扱いについて記載。</p> <p>・班名称の相違 ・記載表現の相違 泊は手動操作による加圧のため、開始という表現にした。</p> <p>・記載内容の相違 泊は原子炉格納容器ベント操作がないことから手順に相違がある。</p> <p>・設備の相違 対策所内での系統切替等の操作を手動で行う必要であることから、手順を整備</p> <p>・設備構成の相違 泊は圧力を確認しながらダンパ手動操作による調整を行う。</p> <p>・記載方針の相違 居住性の確認のために対策所内の酸素濃度等の確認を行うことから、対応する手順を記載箇所を示した。</p> <p>・体制、設備の相違 指揮所及び待機所それぞれで操作が必要であることから対応人数に相違がある。</p> <p>・体制の相違による所要時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順 周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 可搬型モニタリングポスト又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h^{*14}を下回った場合。</p> <p>※14 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所の正圧化について、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化）を第1.18-2図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替のタイムチャートを第1.18-11図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）から緊急時対策所非常用送風機への切替を指示する。</p> <p>② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、自動シーケンスにて、緊急時対策所非常用送風機による加圧を開始する。</p> <p>③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、可搬型空気浄化装置に切替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストにて空気吸収線量率を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し安定的な状態となった場合、又は、指示値が0.5mGy/h^{*12}を下回り安定的な状態になった場合。</p> <p>※12 保守的に、0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価結果である13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置から可搬型空気浄化装置に切替える場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.7図に、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替を指示する。 事務局長は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>② 事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17~25m³/min)を調整する。 事務局長は、空気供給装置流量調節弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>③ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順 空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.3図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気手動ダンパを操作し、流量(7~10m³/min)を調整する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所内が微正圧(20Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備・運用の相違 監視するモニタリングポストの相違</p> <p>・記載表現の相違 表現に差異はあるが、周辺環境中の放射性物質濃度が十分に低下したことを確認し着手するという考えは同様</p> <p>・緊急時対策所内の居住性評価結果値の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・資料名称の相違</p> <p>・要員、班名称の相違</p> <p>・設備の相違 泊は可搬型設備であるため、緊急時対策所内の圧力を確認しながら手動による操作を行い、流量・圧力等を調整する。</p> <p>・記載方針の相違 居住性の確認のために対策所内の酸素濃度等の確認を行うことから、対応する手順を記載箇所を示した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所において、保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約5分と想定する。 なお、可搬型空気浄化装置への切替を判断する場合は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値とともに3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポスト以外の可搬型モニタリングポストの指示値及び可搬型気象観測設備による風向も参考とする。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員4名が2名1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所のそれぞれにおいて実施する。操作完了までは、約2分と想定する。 なお、緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替を判断する場合は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬式モニタリングポスト以外の可搬式モニタリングポストの指示値も参考とする。</p>	<p>・体制の相違 指揮所及び待機所に分かれて作業を行うことから人数に差異がある。 ・記載表現の相違 ・記載方針の相違 切替を判断する際の考慮事項を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する(添付3-1)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 表示装置を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。</p> <p>なお、SPDS 伝送装置については、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 発電管理班は、手順着手の判断基準に基づき SPDS 表示装置の端末 (PC) を起動する。</p> <p>② 発電管理班は、SPDS 表示装置にて、各パラメータを監視する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備^{※13}及び緊急時対策所の通信連絡設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。なお、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERS S 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。</p> <p>※13 データ収集計算機、ERS S 伝送サーバ及びデータ表示装置をまとめて緊急時対策所情報収集設備という。</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>データ収集計算機及びERS S 伝送サーバについては、常時伝送を行う。データ表示端末を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備を第1.18.11図に示す。</p> <p>① 災害対策本部要員は、手順着手の判断基準に基づきデータ表示端末の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 災害対策本部要員は、データ表示端末にて各パラメータを監視する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備及び緊急時対策所の通信設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システム及びSPDS 表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS)、安全パラメータ伝送システムについては、常時伝送を行う。SPDS 表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備の概要を第1.18.11図に示す。</p> <p>① 緊急時対策本部要員は、作業着手の判断基準に基づきSPDS 表示装置の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、SPDS 表示装置にて、各パラメータを監視する。</p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・③の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違 記載表表現に差はあるが、データ伝送が常時行われていることを示しており実質的な相違はない。</p> <p>・要員名称の相違 ・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所内において発電管理班1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する(添付3-2)。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18-4表に、データ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の対応は、災害対策本部要員1名が、緊急時対策所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 運営課長他は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持・管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。 なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備や、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）等の緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間の通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。</p>	<p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が緊急時対策所指揮所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 安全・防災室長他は、重大事故等が発生した場合に備え、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所指揮所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。 なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備や、インターフォン及び携行型通話装置等の緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機場所間の通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち、1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」、1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.3「代替電源設備から給電する手順等」にて整理する。</p>	<p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違 ・記載方針の相違 泊は(1)b.にて図を呼び出しているため再掲していない。</p> <p>・設備の相違 泊は指揮所と待機所の2棟設計としているため、要員が指揮所・待機所間を往来しなくても連絡が取れるよう設備を設置している。</p> <p>・記載方針の相違 1.19にて整備する具体的な手順名を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計 83 名を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は 65 名である。</p> <p>要員の収容にあたっては、本部要員と現場要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用機材（線量計及びマスク等）の維持管理等 緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援が無くとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェン징ングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放射線管理班長は、本部要員や現場要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。 また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う(添付4-4)。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制する対処に必要な数の要員を含めて最大 120 名を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。</p> <p>(1) 放射線管理について</p> <p>a. 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策所は、7日間外部からの支援が無くとも対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持・管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、ポケット線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。 また、放管班長は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めて 106 名を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう、また緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機場所が独立するよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。</p> <p>(1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援が無くとも活動が可能となるよう放射線管理用資機材等（線量計、マスク等）、飲料水及び食料等を配備又は備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を伴う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに、線量評価を行う。</p> <p>また、緊急安全対策要員は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p> <p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違 泊は必要な要員 + α を見こんで収容最大人数を記載している。</p> <p>・①の相違</p> <p>・記載箇所の相違 1.18.2.1(3) a. 項に記載</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設計の相違 独立した建屋を設けることで、同一建屋内の輻輳考慮は不要。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・表現（資機材名）の相違</p> <p>・①の相違</p> <p>・設備、運用の相違 泊はチェン징ングエリアを常時設置している。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違 （女川：個人線量計、泊：ポケット線量計）</p> <p>・資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴及びヘルメット等を着脱する下足エリア、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射線管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放射線管理班等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設置する(添付4-5)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放射線管理班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷※15を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</p> <p>※15 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p>	<p>b. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等を含む。）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは通常時から設置し、運用する手順を整備する。</p> <p>(c) 項の内容を再掲</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、災害対策要員の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれで放管班員2名が身体サーベイ（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>(添付資料 1.18.5)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型モニタリングポスト等にて空気吸収線量率等を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p>	<p>(2) 放射線管理に関する手順</p> <p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用開始ができるよう手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬式モニタリングポスト等にて放射線量を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p> <p>事故発生後、直ぐに運用開始ができるよう手順を整備する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>・記載表現の相違 (女川：モニタリング、泊：身体サーベイ) (女川：作業服、泊：防護具)</p> <p>・設計、運用の相違 泊チェンジングエリアは通常時から設営</p> <p>・記載箇所の相違</p> <p>・記載表現の相違 女川：脱衣エリア、泊：着替えエリア 実質的な相違はない。</p> <p>・体制の相違 指揮所、待機所に分かれて作業することから必要人員の相違がある。</p> <p>・記載表現相違 女川：汚染検査、泊：身体サーベイ 実質的な相違はない。</p> <p>・記載内容の相違 身体サーベイを待つ場合の待機場所に關する事項を記載した。</p> <p>・記載表現の相違 泊は除染エリアを使用する条件（汚染が確認された場合）を記載しているが、実質的な差異はない。</p> <p>・設備（使用物品名）の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>泊はその他資機材として可搬型照明を配備</p> <p>・設備構成の相違 泊はチェンジングエリアを通常時から設営していることから、運用開始基準を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順 チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18-13図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、チェンジングエリア用資機材（乾電池内蔵型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放射線管理班は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放射線管理班は、表面汚染密度測定用サーベイメータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班2名で行い、一連の作業完了まで20分以内で対応可能である。</p>	<p>(b) 操作手順 チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアはあらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 チェンジングエリアはあらかじめ設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、チェンジングエリア内に掲示した案内に基づき、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、災害対策要員の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれで放管班員2名が身体サーベイ（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。 (添付資料 1.18.5)</p>	<p>(b) 操作手順 チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアは、あらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 チェンジングエリアは設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、緊急安全対策要員の放射性物質による汚染を確認するための身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所それぞれで緊急安全対策要員2名が身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある原子炉補助建屋内で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、身体サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>・運用の相違 泊チェンジングエリアは通常時から設営していることから、運用開始の手順を記載</p> <p>・運用の相違 泊チェンジングエリアは通常時から設営していることから設営にかかる時間が発生しない。</p> <p>・記載箇所の相違 前頁にて比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順 緊急時対策所非常用フィルタ装置は、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、緊急時対策所換気空調系の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。 緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策建屋に2台設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。 なお、緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所換気空調系を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18-14図に示す。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所換気空調系の切替えを指示する。 ② 保修班は、操作パネルによる操作により緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を待機側に切り替える。 ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所内において保修班1名で行い、着手判断から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。 (再掲) 緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策建屋に2台設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p>	<p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの性能が低下し、緊急時対策所内の居住性が確保できない場合に、待機側を起動し、切替を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の可搬型空気浄化装置の切替が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型空気浄化装置を待機側に切替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は手順着手の判断基準に基づき、可搬型空気浄化装置の切替を事務局長に指示する。 ② 事務局長は、200V分電盤にて待機側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。 ③ 事務局長は、待機側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを開とし、緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。 ④ 事務局長は、使用側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。 ⑤ 事務局長は、200V分電盤にて使用側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局長4名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所において実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了までは、約5分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所に設置する2系統を指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置していることから、切替等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、フィルタの製作(約3ヶ月)等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。</p>	<p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えを緊急時対策本部要員に指示する。 ② 緊急時対策本部要員は、操作盤にて待機側の緊急時対策所可搬型空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。 ③ 緊急時対策本部要員は、操作盤にて使用側の緊急時対策所可搬型空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機場所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機場所それぞれに、2系統分の2基を1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に保管していることから、切替え等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、当社他原子力発電所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ</p>	<p>・設備の相違 ・設計方針の相違 切替判断はフィルタ差圧の上昇等（給気流量の低下、対策所内の圧力低下の状況）により判断する。</p> <p>・記載内容の相違 女川は空調系故障時の運用、フィルタ装置の設置箇所について記載。 泊は指揮所及び待機所に隣接する空調上屋に2系統設置し、フィルタも空調上屋に保管する。（設置場所等は（c）項に記載）</p> <p>・判断基準の相違 切替判断はフィルタ差圧の上昇等（給気流量の低下、対策所内の圧力低下の状況）により判断する。</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・要員、班名称の相違</p> <p>・設備運転方法の相違 泊は可搬型設備であることから、電源の入切操作によりファンを切替え、対策所内で圧力を確認しながら手動でダンパを操作により圧力を調整する。</p> <p>・体制の相違 指揮所及び待機所に分かれて実施することから人員数に差がある。</p> <p>・記載表現の相違 女川も対策所内のみでの操作であることから実質的な差異はなし。</p> <p>・設備の相違 泊の空調設備は指揮所及び待機所毎に設置する空調上屋にそれぞれ配置する。</p> <p>・記載内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>なお、緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>(2) 飲料水、食料等の維持管理 緊急時対策建屋には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 総務班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する（添付4-6）。 放射線管理班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。 また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p> <p>(2) 飲料水、食料等について 運営課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持・管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 放管班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空气中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。 ただし、緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>月)等を実施することにより、中長期的な対応が可能である。 なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>フィルタの確保に関する事項を記載した。（大飯と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の相違 <p>女川では使用したフィルタの保管場所について記載しているが、泊はフィルタの保管期間について記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・要員名の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>「等」には飲料水も含めていることから実質的な差異はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員名の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 <p>（女川）日常的な管理に関する事項は記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。</p> <p>(1) ガスタービン発電機による給電</p> <p>全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が自動起動し、緊急用高圧母線2F系（以下「6.9kVメタクラ2F系」という。）を經由し緊急時対策所高圧母線J系（以下「6.9kVメタクラJ系」という。）へ自動で給電される。そのため給電操作は必要ない。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に示す。</p> <p>なお、SPDS伝送装置については、緊急時対策所の充電器から電源供給されているため、ガスタービン発電機が自動起動するまでの間の電圧低下時においても、データ伝送は途切れなく行うことができる。</p> <p>ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機に関する手順等は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(2) 電源車による給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機による給電ができない場合に、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を手動で起動し給電する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ自動給油を行う。また、緊急時対策所軽油タンク（20kL）を有しており、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要としない設計とする。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。なお、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」にて整備する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>緊急時対策所の電源が喪失した場合は、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を起動することにより緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所用電源である電源車（緊急時対策所用）（DB）からの給電機能喪失時には代替電源として、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置のうち、3号炉及び4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</p> <p>緊急時対策所の電源を確保するため、電源車（緊急時対策所用）2台を起動し、そのうち1台を使用することにより緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>・③の相違</p> <p>・②③の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備（電源）構成の相違</p> <p>泊は1号炉（又は2号炉）の所内常用電源から給電していることから、非常用母線が健全であっても通信連絡設備以外の電源が喪失する可能性があることから、発電機からの給電開始条件が異なる。</p> <p>・設備、運用の相違</p> <p>泊は発電機への給油をタンクローリを用いて実施する。ブルーム通過前に最大量まで燃料補給しておけば、19時間連続運転が可能であり、ブルーム通過中に燃料補給の必要はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する(添付5-1)。 (a) 手順着手の判断基準 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により給電ができない場合。 (b) 操作手順 電源車（緊急時対策所用）による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-16図に示す。 ① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に電源車（緊急時対策所用）による緊急時対策所へ受電を指示する。 ② 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高压母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p>	<p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所と緊急時対策所用発電機間のケーブル接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.12図に、手順のタイムチャートを第1.18.13図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機接続作業開始を指示する。 ② 事務局員は、緊急時対策所用発電機と分電盤をケーブルで接続する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。操作完了まで約15分を要する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機にケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。 (添付資料 1.18.3)</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策所立上げ時の起動手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所用発電機から給電する手順は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.12 図に、タイムチャートを第 1.18.14 図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号炉（2号炉）常用電源及び3号炉非常用電源から受電が継続されている場合は、その状態を継続してもよい。 ② 事務局員は、緊急時対策所用発電機を起動する。 ③ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の出力遮断器を入とする。①で1号炉（2号炉）常用電源及び3号</p>	<p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所と電源車（緊急時対策所用）間のケーブル接続の手順は以下のとおり。給電系統概要を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.14 図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所電源接続作業開始を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、電源車接続盤でのコネクタ接続によりケーブルを接続する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員 2 名で行い、一連の操作完了まで約 20 分と想定する。暗所においても円滑に対応できるように、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策所立上げ時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時。 (b) 操作手順 電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は以下のとおり。給電系統概要を第 1.18.13 図に、タイムチャートを第 1.18.15 図に示す。 ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号炉側非常用電源から受電が継続されている場合は、その状態を継続してもよい。 ② 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）を起動する。1号炉側非常用電源からの受電を継続する場合は、起動した電源車（緊急時対策所用）を</p>	<p>・設備の相違 緊急時対策所発電機を使用するためのケーブル接続が必要となることから実施手順を記載</p> <p>・設備名称の相違 ・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違 泊は電源喪失に備え緊急時対策所立上げ時から発電機を機動する。</p> <p>・記載表現の相違（図表名称）</p> <p>・体制の相違 ・記載表現の相違 ・電源構成の相違</p> <p>・③の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>③ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、保修班長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、電源車（緊急時対策所用）による給電完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等を配備する。</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順 予備電源車（自主対策設備）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）が故障等により起動しない場合又は停止した場合。</p> <p>(b) 操作手順 予備電源車による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-17図に示す</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に予備電源車による緊急時対策所へ受電準備を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、保管エリアにて、外観点検により予備電源車の健全性を確認後、予備電源車を接続口（緊急時対策建屋）付近に配備する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、電源車ケーブルを電源車接続口（緊急時対策建屋）へ接続するとともに、燃料ホースを予備電源車に接続を実施し、発電所対策本部へ予備電源車の起動準備が完了したことを報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に6.9kVメタクラJ系へ受電開始を指示する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断</p>	<p>炉非常用電源からの受電を継続する場合は、緊急時対策所用発電機を起動し、出力遮断機を入とした状態で待機させる。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を緊急時対策所用発電機側にNFB操作により切替を行い、給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。操作完了まで約15分を要する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p>	<p>起動した状態で待機させる。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、電源車（緊急時対策所用）からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の電源切換盤にて、起動した電源車（緊急時対策所用）のうち1台の遮断器を入とし給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策要員2名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>・③の相違</p> <p>・体制の相違 指揮所及び待機所に分かれて作業を行うことから人員数に差異がある。</p> <p>・記載表現の相違 ・記載方針の相違 移動経路および冬期等を考慮した記載</p> <p>・②の相違 泊は緊急時対策所発電機を複数所有（予備機含む）することで多重性を確保している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>器の「切」を実施する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、予備電源車を起動する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、予備電源車の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、予備電源車から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、一連の操作完了まで125分以内で可能である。</p>	<p>c. 緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順</p> <p>(a) 緊急時対策所用発電機の切替手順 使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合など、運転中の緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順 緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機の切替を指示する。</p> <p>② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>③ 事務局員は、待機側発電機の出力遮断器を入とする。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を使用側発電機から待機側発電機にNFB操作により給電切替を行い、給電を開始する。</p> <p>⑤ 事務局員は、使用側発電機の出力遮断器を切とする。</p> <p>⑥ 事務局員は、使用中の緊急時対策所用発電機を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、事務局員1名で行い、一連の操作完了まで約10分と想定する。</p>	<p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順</p> <p>(a) 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に不具合が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順 電源車（緊急時対策所用）を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員に電源車（緊急時対策所用）の切替を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、待機側の電源車（緊急時対策所用）の遮断器を緊急時対策所内の電源車切換盤にて入にし、使用側の電源車（緊急時対策所用）の遮断器を切とする。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、使用中の電源車（緊急時対策所用）を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策要員1名で行い、一連の操作完了まで約10分と想定する。</p>	<p>・設計方針の相違 女川はガスタービン発電機への燃料を自動補給とする設計。泊はタンクローリーにて必要な箇所へ給油する仕様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>緊急時対策所用発電機は予備の2台を発電所内に配備していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。 (添付資料 1.18.3)</p> <p>(b) 可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順 緊急時対策所用発電機を運転する場合には、燃料補給が必要となる（燃料はすべて軽油）。 重大事故等対処設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ給油し、可搬型タンクローリーにより緊急時対策所用発電機へ燃料補給する手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 緊急時対策所用発電機の運転が必要と判断した場合。</p> <p>ii. 操作手順 緊急時対策所用発電機への燃料補給の手順は以下のとおり。また、可搬型タンクローリーへのアクセスルートは第 1.18.15 図、タイムチャートを第 1.18.16 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>② 事務局長は、可搬型タンクローリーを保管エリアから所定の位置に移動させる。</p>	<p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は予備の1台を発電所内に保管していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p> <p>(b) 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合、燃料補給が必要となる。（燃料はすべて重油） 重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給する手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間^{※13}に達した場合、又は、待機側の電源車（緊急時対策所用）にあつては、無負荷運転時における燃料補給作業着手時間^{※14}に達した場合。</p> <p>※13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。 ・電源車（緊急時対策所用）：運転開始後約9時間（その後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。）</p> <p>※14 無負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。 ・電源車（緊急時対策所用）：運転開始後約56時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。</p> <p>ii. 操作手順 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料（重油）補給の手順の概要は以下のとおり。タンクローリーによるアクセスルートは第 1.18.17 図に、タイムチャートを第 1.18.18 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ燃料（重油）</p>	<p>・設計方針の相違 女川はガスタービン発電機への燃料を自動補給とする設計。泊はタンクローリーにて必要な箇所へ給油する仕様。</p> <p>・設計方針の相違 女川はガスタービン発電機への燃料を自動補給とする設計。泊はタンクローリーにて必要な箇所へ給油する仕様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>③ 事務局員は、可搬型タンクローリー吐出口のキャップをはずし、給油用ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切替え、タンク各槽の底弁を開放する。</p> <p>④ 事務局員は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の防護板及び給油口を開放する。</p> <p>⑤ 事務局員は、汲み上げ用ホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。</p> <p>⑥ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリー吐出弁を開とし、汲み上げを開始する。</p> <p>⑦ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。</p> <p>⑧ 事務局員は、可搬型タンクローリーから汲み上げ用ホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切替え、タンクの底弁を閉止する。</p> <p>⑨ 事務局員は、可搬型タンクローリーを緊急時対策所用発電機の近傍に移動させる。</p> <p>⑩ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑪ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔※¹を目安に給油ガンにて緊急時対策所用発電機へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑫ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料タンクが満杯になれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑬ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑭ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、緊急時対策所用発電機の燃料補給間隔※¹⁴を目安に以降②から⑭を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※14 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。 ・緊急時対策所用発電機：運転開始後約17時間（その後約18時間（ブルーム放出のおそれがある場合には約9時間）ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。）</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の対応は、事務局員2名にて実施し、所要時間は約2時間である。 緊急時対策所用発電機の燃料消費率は、指揮所側が約</p>	<p>補給準備を行う。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク蓋を開操作し、給油用ホース端を燃料油貯蔵タンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの油面計で満タンとなれば給油ポンプを停止する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車（緊急時対策所用）の近くに移動させる。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）の給油口に、給油ホースを接続する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクが満タンになれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油ホースを取外す。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の現場対応は、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約2.1時間と想定する。 電源車(緊急時対策所用)の燃料消費率は、 であ</p>	<p>・設計方針の相違 女川はガスタービン発電機への燃料を自動補給とする設計。泊はタンクローリーにて必要な箇所へ給油する仕様。</p> <p>・設計方針の相違 女川はガスタービン発電機への燃料を自動補給とする設計。泊はタンクローリーにて必要な箇所へ給油する仕様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>24L/h、待機所側が約 19L/h である。また、起動から枯渇までの時間は、指揮所側で約 19 時間、待機所側で約 24 時間(無負荷運転時の燃料消費率は約 7L/h、枯渇までの時間は約 71 時間)と想定しており、枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯油槽 4 基合計で 540kL 以上を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p> <p>(c) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順 緊急時対策所用発電機への燃料補給が必要な場合に、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより緊急時対策所用発電機に燃料補給する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合。</p> <p>ii. 操作手順 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>また、可搬型タンクローリーへのアクセスルートは第 1.18.15 図、タイムチャートを第 1.18.16 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長及び発電課長(当直)に、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>② 事務局長は、事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</p> <p>③ 発電課長(当直)は、運転員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電</p>	<p>り、起動から枯渇までの時間は約 12 時間(待機側の燃料消費率は []、枯渇までの時間は約 56 時間)と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」に示す燃料油貯蔵タンク(150k 以上(1 基当たり)、4 基)及び重油タンク(160k 以上(1 基当たり)、4 基)を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>	<p>・設計方針の相違 タンクローリーで直接燃料汲み上げができない場合に、ディーゼル発電機燃料油ポンプを用いた燃料移送手順を整備。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>機への燃料補給を指示する。</p> <p>④ 事務局員は、可搬型タンクローリーを保管エリアから所定位置に移動させる。</p> <p>⑤ 事務局員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</p> <p>⑥ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための系統構成を実施する。</p> <p>⑦ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備を実施する。</p> <p>⑧ 事務局員は、可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、仮設ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>⑨ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、燃料の汲み上げを開始する。</p> <p>⑩ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ポンプの停止を依頼する。</p> <p>⑪ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止する。</p> <p>⑫ 事務局員は、可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜きマンホールを閉止する。</p> <p>⑬ 事務局員は、可搬型タンクローリーを緊急時対策所用発電機の近傍に移動させる。</p> <p>⑭ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑮ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔※^{1 2}を目安に給油ガンにて緊急時対策所用発電機へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑯ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料タンクが満杯になれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑰ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑱ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、緊急時対策所用発電機の燃料補給間隔※^{1 2}を目安に以降⑦から⑯を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※1 2 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機：運転開始後約 17 時間（その後約 18 時間（ブルーム放出のおそれがある場合には約 9 時間）ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。） 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員2名及び運転員1名にて実施し、所要時間は約3時間である。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料消費率は、指揮所側が約24L/h、待機所側が約19L/hである。また、起動から枯渇までの時間は、指揮所側で約19時間、待機所側で約24時間（無負荷運転時の燃料消費率は約7L/h、枯渇までの時間は約71時間）と想定しており、枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(d) 優先順位</p> <p>可搬型タンクローリーを使用した燃料補給は、操作が容易であること及び短時間で燃料補給が可能であるため優先して使用する。可搬型タンクローリーによる燃料汲み上げができない場合は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を実施する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.18.17図に示す。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料1.18.3)</p> <p>d.緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p> <p>ブルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う手順を整備する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>ブルームの放出のおそれがある場合。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局員に待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を指示する。</p> <p>②事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転とする。</p>	<p>d. 電源車（緊急時対策所用）の待機運転手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に備え、待機側の電源車（緊急時対策所用）の無負荷運転を継続する手順を整備する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合</p> <p>(b)操作手順</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に待機側の電源車（緊急時対策所用）の無負荷運転状態の確認を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、待機側の電源車（緊急時対策所用）の運転状態及び燃料枯渇までの時間を確認し、給油を実施する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>ブルーム放出中には屋外作業ができなくなることから、運転中発電機の故障等を想定して、停止している発電機を無負荷運転で待機する手順を整備している。</p>

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>(c)操作の成立性 上記の対応は、事務局員1名で行い一連の確認完了まで約10分を要する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p> <p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所用発電機の故障等により、指揮所側発電機の待機所側への接続、又は待機所側発電機の指揮所側への接続が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.18図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局員に緊急時対策所用発電機の接続先切替を指示する。 ② 事務局員は、指揮所側発電機とケーブルの接続を取り外す。 ③ 事務局員は、待機所側発電機とケーブルの接続を取り外す。 ④ 事務局員は、指揮所側(又は待機所側)のケーブルに仮設ケーブルを接続する。 ⑤ 事務局員は、仮設ケーブルの另一端を待機所側(又は指揮所側)発電機と接続する。 ⑥ 事務局員は、仮設ケーブルを接続した発電機を起動し、給電を開始する。 <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機及び仮設ケーブルにケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p>	<p>(c)操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名で行い一連の確認完了まで約10分と想定する。暗所においても円滑に対応できるようにヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>・運用の相違 指揮所（待機所）の発電機が予備も含め故障した場合に、運転可能な待機所（指揮所）の発電機を使用して給電する手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし			
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし			
c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし			
d. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし			
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし			
c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし			
d. 当社が自主的に変更したもの : なし			
1-3) バックフィット関連事項 : なし			
1-4) その他 : なし			
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備名称の相違 (以下については、差異理由欄に差異理由を記載しない)			
	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい	
	緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所換気設備	
	緊急時対策所非常用送風機（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	
	緊急時対策所非常用フィルタ装置（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	空気供給装置 空気供給装置（空気ポンプ）	
重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に係る設備	差圧計	圧力計	
	安全パラメータ表示システム（SPDS）、（データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS表示装置）	データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末	
	衛星電話設備	緊急時対策所情報収集設備	
	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備及び衛星携帯電話	
	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備	
	無線連絡設備（固定型）	衛星携帯電話	
	無線連絡設備（携帯型）	トランシーバ	
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	
送受話設備（ページング）	運転指令設備		
局線加入電話設備	加入電話設備		
代替電源設備からの給電	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
2-2) 設備または設計方針の相違（以下については、差異理由欄に相違No. を記載する）			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
①	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする	緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。	・設計方針の相違 指示を行う要員と現場作業をする要員の幅輻を避けるため指揮所及び待機所を設ける。
②	ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有した設計。ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクを用いて自動で補給する。軽油タンクからタンクローリーによりガスタービン発電機軽油タンクへ燃料を補給するが、ブルーム通過中には給油を必要としない。また、電源車（緊急時対策所用）の燃料は緊急時対策所軽油タンクを用いて自動で補給する。	緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有することにより多重性を有した設計。ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を手動で補給する。ブルーム放出前においては、10時間運転継続可能な残油量を下回らないように補給する。	・設備の相違 緊急時対策所用発電機は可搬型設備であり、燃料補給は自動で行われないことから、ブルーム通過前に可搬型タンクローリーを用いて手動で燃料を満油状態まで補給し、運転を継続する。活動に必要な電源負荷に対する燃料消費量から、燃料満油の状態では、指揮所用発電機は19時間、待機所用発電機は24時間連続運転可能であり、ブルーム通過直前に燃料補給をしておくことで活動に影響はない。
③	緊急時対策建屋内には、非常用母線の「緊急時対策所高圧母線J系」を設置している。 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。	緊急時対策所には、所内常用電源からの分電盤が設置されている。 緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊の緊急時対策所の電源（通信連絡設備の電源を除く。）は、通常時1号炉（又は2号炉）の所内常用母線から受電している。1号炉（又は2号炉）の所内常用母線電源喪失時には緊急時対策所内に設ける分電盤にて切替を行い、緊急時対策所用発電機から給電する設計としている。また、通信連絡設備は、通常時3号炉の非常用母線から電力を受電しており、全交流動力電源喪失時においては、3号炉非常用母線に接続する代替非常用発電機から給電する。
④	緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を緊急時対策建屋に設ける。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを空調上屋に設ける。	・設計方針の相違 緊急時対策所指揮所及び待機所に隣接した空調上屋を設け、換気空調設備を設置する。
⑤	(記載なし)	可搬型気象観測設備	・設計方針の相違 泊の既設の気象観測設備は緊急時対策所から離れた場所に設置されているため、可搬型の気象観測設備を使用する。
2-3) その他差異理由を記載しない名称等の相違			
女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉	
原子炉冷却系統		1次冷却系統	
自主対策設備		多様性拡張設備	
■ 発電所名の相違は差異理由を記載しない。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

第1.18-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
 対応手段、対処設備、手順書一覧(1/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—
			緊急時対策所非常用送風機	
			緊急時対策所非常用フィルタ装置	
			緊急時対策所非常用給排気配管・弁	
			緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	
			緊急時対策所加圧設備（配管・弁）	
			緊急時対策所可搬型エアモニタ	
			可搬型モニタリングポスト	
			酸素濃度計	
			二酸化炭素濃度計	
—	—	必要な指示及び通信連絡	安全パラメータ表示システム（SPDS）	—
			無線連絡設備（固定型）	
			無線連絡設備（携帯型）	
			衛星電話設備（固定型）	
			衛星電話設備（携帯型）	
			統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	
			無線通信装置	
			無線連絡設備（屋外アンテナ）	
			衛星電話設備（屋外アンテナ）	
			衛星通信装置	
有線（棟屋内）				
—	—	自主対策設備	送受信器（ページング）（警報装置を含む。）	—
			電力保安通信用電話設備	
			易線加入電話設備	
			移動無線設備	
			専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	
—	—	資機材	社内テレビ会議システム	—
			対策の検討に必要な資料 ^{※1}	

※1 「対策の検討に必要な資料」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

泊発電所3号炉

第1.18.1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順(1/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類
—	—	居住性の確保	緊急時対策所への可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	—	—	—
			可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン			
			可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット			
			空気供給装置（空気ポンプ）			
			圧力計			
			緊急時対策所可搬型エアモニタ			
			可搬型モニタリングポスト ^{※2}			
			可搬型気象観測設備 ^{※3}			
			酸素濃度計			
			二酸化炭素濃度計			
—	—	必要な指示及び通信連絡	データ収集計算機	—	—	—
			ERSS伝送サーバ			
			データ表示端末			
			衛星電話設備			
			緊急時対策所運用手順			
—	—	資機材	可搬型モニタリングポスト等による放射線濃度測定の手順	A	—	重大事故等発生時及び大規模破壊発生時における対応手順
			可搬型気象観測設備による気象観測項目の手順			
			緊急時対策所運用手順			
			緊急時対策所運用手順			
			通信連絡に関する手順			

第1.18.1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順(2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類
—	—	必要な指示及び通信連絡	加入電話設備	—	—	—
			専用電話設備			
			電力保安通信用電話設備			
			社内TV会議システム			
			無線連絡装置			
			連絡指示設備			
			携帯電話			
			対策の検討に必要な資料 ^{※4}			
			防護員及びチェンジングエリア設置用資機材 ^{※5}			
			飲料水、食料等 ^{※6}			
—	—	必要な指示及び通信連絡	加入電話設備	—	—	—
			専用電話設備			
			電力保安通信用電話設備			
			社内TV会議システム			
			無線連絡装置			
—	—	資機材	防護員及びチェンジングエリア設置用資機材 ^{※5}	—	—	—
			飲料水、食料等 ^{※6}			
			緊急時対策所可搬型空気浄化ファン ^{※7}			
			緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット ^{※8}			
			燃料油貯蔵タンク ^{※9}			
重油タンク ^{※10}						
タンクローリー ^{※11}						
防護員及びチェンジングエリア用資機材 ^{※5}						
飲料水、食料等 ^{※6}						

大阪発電所3/4号炉

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (1/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—	—
			緊急時対策所可搬型空気浄化ファン ^{※2}			
			緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット ^{※3}			
			空気供給装置			
			緊急時対策所内可搬型エアモニタ ^{※4}			
			緊急時対策所外可搬型エアモニタ ^{※5}			
			可搬型モニタリングポスト ^{※6}			
			酸素濃度計			
			二酸化炭素濃度計			
			電源車（緊急時対策所用）			
—	—	必要な指示及び通信連絡	燃料油貯蔵タンク ^{※9}	—	—	—
			重油タンク ^{※10}			
			タンクローリー ^{※11}			
			モニタリングステーション			
			モニタリングポスト			

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：07条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備
 ※2：電源車（緊急時対策所用）から給電する。
 ※3：可搬型モニタリングポストは、117条に規定等に関する手順等）にて整備する。
 ※4：電源車（緊急時対策所用）、空冷式非常用発電機等の燃料補給に使用する。
 ※5：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」
 ※6：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (2/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類
—	—	必要な指示及び通信連絡	SPDS表示装置 ^{※2}	—	—	—
			安全パラメータ表示システム（SPDS） ^{※3}			
			安全パラメータ伝送システム ^{※4}			
			衛星電話（固定） ^{※5}			
			衛星電話（携帯）			
			衛星電話（可搬）			
			緊急時衛星通信システム ^{※6}			
			インターフォン			
			携行型通話装置			
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※7} （TV会議システム、IP電話、IP-FAX）			
—	—	自主対策設備	電源車（緊急時対策所用）	—	—	—
			燃料油貯蔵タンク ^{※9}			
			重油タンク ^{※10}			
			タンクローリー ^{※11}			
			空冷式非常用発電機 ^{※12}			
—	—	資機材	連絡指示設備	—	—	—
			加入電話			
			加入ファクシミリ ^{※13}			
			電力保安通信用電話設備			
			社内TV会議システム ^{※14}			
—	—	必要な指示及び通信連絡	無線連絡装置 ^{※15}	—	—	—
			対策の検討に必要な資料 ^{※16}			
			緊急時対策所可搬型空気浄化ファン ^{※7}			
			緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット ^{※8}			
			燃料油貯蔵タンク ^{※9}			
重油タンク ^{※10}						
タンクローリー ^{※11}						
防護員及びチェンジングエリア用資機材 ^{※17}						
飲料水、食料等 ^{※18}						

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：07条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備
 ※2：電源車（緊急時対策所用）から給電する。
 ※3：空冷式非常用発電機から給電する。
 ※4：電源車（緊急時対策所用）、空冷式非常用発電機等の燃料補給に使用する。
 ※5：「対策の検討に必要な資料」 「防護員及びチェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」は資機材であるため、重大事故等対処設備としない。
 ※6：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」
 ※7：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」

差異理由

・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

第1.18-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順
 対応手段、対応設備、手順書一覧 (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書
—	—	必要数の収容	放射線管理用資機材 ^{※2}	—
			飲料水、食料等 ^{※2}	
緊急時対策所 全交流動力電源	—	代替電源設備からの給電	ガスタービン発電機	重大事故等対応設備
			ガスタービン発電機燃料油貯蔵タンク	
			タンクローリ	
			軽油タンク	
			ガスタービン発電機燃料移送ポンプ	
			ガスタービン発電機燃料移送配管・弁	
			ホース	
			非常用ディーゼル発電機燃料移送配管・弁	
			高圧中心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送配管・弁	
			ガスタービン発電機燃焼室	
			緊急用高圧母線2F系	
			電源車（緊急時対策所用）	
			緊急時対策所軽油タンク	
			緊急時対策所燃料移送配管・弁	
			緊急時対策所用高圧母線「A」系 ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線」系電路	
			電源車（緊急時対策所用）～ 電源車接続口（緊急時対策棟）電路	
			電源車接続口（緊急時対策棟）～ 緊急時対策所用高圧母線」系電路	
			予備電源車	
			電源車接続口（緊急時対策棟） 屋南側	
			—	
—	—	—	重大事故等対応設備	重大事故等対応設備

※2 「放射線管理用資機材」及び「飲料水、食料等」については資機材であるため重大事故等対応設備としない。

泊発電所3号炉

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	手順書
—	緊急時対策所 全交流動力電源	代替電源設備からの給電	緊急時対策所用発電機	重大事故等対応設備
			ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンク	
—	—	—	可搬型タンクローリ ^{※1}	—
			ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ^{※1}	
—	—	—	代替非常用発電機 ^{※1}	—

- ※1 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。
- ※2 代替非常用発電機から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
- ※3 重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備
 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備
- ※4 資機材であるため、重大事故等対応設備としない。
- ※5 緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する。
- ※6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリによるディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクからの燃料汲み上げができない場合に使用する。

大飯発電所3/4号炉

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (3/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類
—	緊急時対策所 全交流動力電源 (電源車（緊急時対策所用）(DB))	代替電源設備からの給電	電源車（緊急時対策所用）	a	—	SA所達 ^{※4}
			燃料油貯蔵タンク ^{※2}			
			重油タンク ^{※2}			
			タンクローリ ^{※2}			
			空冷式非常用発電機装置 ^{※3}			

- ※1：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備
- ※2：電源車（緊急時対策所用）、空冷式非常用発電機装置の燃料補給に使用する。
- ※3：空冷式非常用発電機装置からの給電及び燃料補給については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
- ※4：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」

差異理由

・②の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																						
<p>第1.18-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内空気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内圧力監視</td> <td>差圧計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器温度</td> <td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内空気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力、温度</td> <td>ドライウェル圧力 ドライウェル温度</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>差圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所立上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)	操作	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内空気酸素濃度	緊急時対策所内圧力監視	差圧計	(1) 緊急時対策所立上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	—	—	操作	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内空気酸素濃度	原子炉格納容器内の圧力、温度	ドライウェル圧力 ドライウェル温度	操作	差圧計	<p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等</p> <p>監視計器一覧(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>緊急時対策所換気設備を運転している場合 酸素濃度18%未満若しくは二酸化炭素濃度0.5%を超える場合 空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1.0%を超える場合</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器破損</td> <td>原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気設備を運転している場合 酸素濃度18%未満若しくは二酸化炭素濃度0.5%を超える場合 空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1.0%を超える場合	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	操作	—	—	<p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等</p> <p>監視計器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所の立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1%を超える場合</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置使用時 空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>流量調整ユニット流量計、緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量計、緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>放射線量</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器破損</td> <td>原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時対策所の立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1%を超える場合	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	空気供給装置使用時 空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	流量調整ユニット流量計、緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量計、緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	放射線量	可搬型モニタリングポスト	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	操作	—	—	<p>・設備名称の相違 ・設計の相違 泊の空調設備は可搬型であり、空気供給装置への切替を手動で行うことから必要な手順を整備。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																									
(1) 緊急時対策所立上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)																																																																							
	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)																																																																							
操作	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内空気酸素濃度																																																																							
	緊急時対策所内圧力監視	差圧計																																																																							
(1) 緊急時対策所立上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	—	—																																																																							
	操作	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内空気放射線モニタ (D/A) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)																																																																							
	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度)																																																																							
	原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内空気酸素濃度																																																																							
	原子炉格納容器内の圧力、温度	ドライウェル圧力 ドライウェル温度																																																																							
	操作	差圧計																																																																							
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																									
(1) 緊急時対策所立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気設備を運転している場合 酸素濃度18%未満若しくは二酸化炭素濃度0.5%を超える場合 空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1.0%を超える場合	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト																																																																							
	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																							
操作	—	—																																																																							
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																									
(1) 緊急時対策所の立上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1%を超える場合	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	空気供給装置使用時 空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	流量調整ユニット流量計、緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量計、緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	放射線量	可搬型モニタリングポスト																																																																							
	原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																							
操作	—	—																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																									
	<p>監視計器一覧(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要なとなる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の放射線量率</td> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等）</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td rowspan="4">判断基準</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線^{*1}電圧 3号炉 4-B1母線^{*2}電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>緊急時対策所電源切替盤</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：1号炉常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。2号炉常用母線から1号炉常用母線を介して給電することも可能である。 *2：3号炉非常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要なとなる監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	操作	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等			(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準	フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	操作	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	電源	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線 ^{*1} 電圧 3号炉 4-B1母線 ^{*2} 電圧	操作	電源	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)	電源	緊急時対策所電源切替盤	電源	電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計	<p>大飯発電所3/4号炉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>放射線量</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>放射線量</td> <td>モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>空気浄化装置</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内差圧計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料補給手順</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所電源切替盤</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源</td> <td>緊急時対策所電源切替盤 電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計</td> </tr> </tbody> </table>	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	放射線量	可搬型モニタリングポスト	緊急時対策所外の放射線量率	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	操作	空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	放射線量	モニタリングステーション	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト	操作	空気浄化装置	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内差圧計	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順				(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料補給手順	判断基準	電源	緊急時対策所電源切替盤	操作	電源	緊急時対策所電源切替盤 電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計	<p>・設計の相違</p> <p>泊の空調設備は可搬型であり、空気供給装置への切替を手動で行うことから必要な手順を整備。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要なとなる監視項目	監視計器																																																																																										
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																																												
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト																																																																																									
		緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エリアモニタ																																																																																									
	操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																																									
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト																																																																																									
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
	操作	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																																									
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																																									
1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等																																																																																												
(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準	フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等）	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
	操作	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																																																									
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																																												
(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	電源	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置バッテリー運転警報及び表示灯 1号炉 4-E母線 ^{*1} 電圧 3号炉 4-B1母線 ^{*2} 電圧																																																																																									
		操作	電源	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)																																																																																								
		電源	緊急時対策所電源切替盤																																																																																									
		電源	電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計																																																																																									
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	放射線量	可搬型モニタリングポスト																																																																																									
		緊急時対策所外の放射線量率	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ																																																																																									
	操作	空気供給装置使用時	流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計																																																																																									
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																																									
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	放射線量	モニタリングステーション																																																																																									
		緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト 可搬型モニタリングポスト																																																																																									
	操作	空気浄化装置	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内差圧計																																																																																									
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																																									
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																																												
(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順 c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料補給手順	判断基準	電源	緊急時対策所電源切替盤																																																																																									
		操作	電源	緊急時対策所電源切替盤 電源車（緊急時対策所用）電圧計、電力計、周波数計																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																		
<p>第1.18-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用送風機</td> <td>400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-1</td> </tr> <tr> <td>400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDS伝送装置</td> <td>125V直直主母線盤J-1</td> </tr> <tr> <td>125V直直主母線盤J-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDS表示装置</td> <td>125V直直主母線盤J-1</td> </tr> <tr> <td>125V直直主母線盤J-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-1	400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-2	SPDS伝送装置	125V直直主母線盤J-1	125V直直主母線盤J-2	SPDS表示装置	125V直直主母線盤J-1	125V直直主母線盤J-2	<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所 指揮所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 待機所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ表示端末</td> <td>緊急時対策所 指揮所100V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所通信設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>SPDS/TSCP用 切換器分電盤</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	受電盤	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤	緊急時対策所 待機所200V分電盤	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤	緊急時対策所通信設備分電盤	データ収集計算機	SPDS/TSCP用 切換器分電盤	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ	<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</th> <th>緊急時対策所可搬型空気 浄化ファン</th> <th>緊急時対策所分電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td>3 データ伝送設備電源切替分電盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>4 データ伝送設備電源切替分電盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策所分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等 対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通話用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線通話装置（固定型）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多様性拡張設備</td> </tr> </tbody> </table>	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所可搬型空気 浄化ファン	緊急時対策所分電盤		安全パラメータ表示システム（SPDS）	3 データ伝送設備電源切替分電盤		安全パラメータ伝送システム	4 データ伝送設備電源切替分電盤		SPDS表示装置	緊急時対策所分電盤	対応設備		重大事故等 対処設備	衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム	インターフォン	インターフォン	携行型通話装置	携行型通話装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	IP電話	IP-FAX	運転指令設備	運転指令設備	電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）	保安電話（携帯）	衛星保安電話	無線連絡設備	無線通話装置（固定型）	テレビ会議システム	社内TV会議システム	加入電話設備	加入電話	加入ファクシミリ	加入ファクシミリ			多様性拡張設備	<p>・設備名称の相違 ・設備構成の相違</p>									
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線																																																																																			
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-1																																																																																			
		400V 緊急時対策棟用 モーターコントロールセンタ J-2																																																																																			
	SPDS伝送装置	125V直直主母線盤J-1																																																																																			
		125V直直主母線盤J-2																																																																																			
SPDS表示装置	125V直直主母線盤J-1																																																																																				
	125V直直主母線盤J-2																																																																																				
対象条文	供給対象設備	受電盤																																																																																			
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤																																																																																			
		緊急時対策所 待機所200V分電盤																																																																																			
	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤																																																																																			
		緊急時対策所通信設備分電盤																																																																																			
	データ収集計算機	SPDS/TSCP用 切換器分電盤																																																																																			
	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ																																																																																			
B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ																																																																																				
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所可搬型空気 浄化ファン	緊急時対策所分電盤																																																																																			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	3 データ伝送設備電源切替分電盤																																																																																			
	安全パラメータ伝送システム	4 データ伝送設備電源切替分電盤																																																																																			
	SPDS表示装置	緊急時対策所分電盤																																																																																			
対応設備		重大事故等 対処設備																																																																																			
衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）																																																																																				
緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム																																																																																				
インターフォン	インターフォン																																																																																				
携行型通話装置	携行型通話装置																																																																																				
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム																																																																																				
	IP電話																																																																																				
	IP-FAX																																																																																				
運転指令設備	運転指令設備																																																																																				
電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）																																																																																				
	保安電話（携帯）																																																																																				
	衛星保安電話																																																																																				
無線連絡設備	無線通話装置（固定型）																																																																																				
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																				
加入電話設備	加入電話																																																																																				
加入ファクシミリ	加入ファクシミリ																																																																																				
		多様性拡張設備																																																																																			
<p>第1.18-4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（携帯型）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	無線連絡設備（携帯型）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	IP電話	IP-FAX	<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等 対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>固定電話</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>衛星携帯電話</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ</td> <td>トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム （指揮所・待機所間）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話（地上系）</td> </tr> <tr> <td>IP電話（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX（地上系）</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>携帯用無線機</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>ハンドセットステーション</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安用通信用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話（FAX含む）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>携帯電話</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多様性拡張設備</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等 対処設備	衛星電話設備	固定電話	衛星携帯電話	衛星携帯電話	トランシーバ	トランシーバ	インターフォン	インターフォン	テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	IP電話（地上系）	IP電話（衛星系）	IP-FAX（地上系）	IP-FAX（衛星系）	無線通話装置	携帯用無線機	運転指令設備	ハンドセットステーション	電力保安用通信用電話設備	保安電話（固定）	保安電話（携帯）	衛星保安電話	加入電話設備	加入電話（FAX含む）	専用電話設備	専用電話	携帯電話	携帯電話	テレビ会議システム	社内TV会議システム			多様性拡張設備	<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等 対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通話用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線通話装置（固定型）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多様性拡張設備</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等 対処設備	衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム	インターフォン	インターフォン	携行型通話装置	携行型通話装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	IP電話	IP-FAX	運転指令設備	運転指令設備	電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）	保安電話（携帯）	衛星保安電話	無線連絡設備	無線通話装置（固定型）	テレビ会議システム	社内TV会議システム	加入電話設備	加入電話	加入ファクシミリ	加入ファクシミリ			多様性拡張設備	<p>・設備名称の相違 ・設備構成の相違</p>
対応設備																																																																																					
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																				
	衛星電話設備（携帯型）																																																																																				
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）																																																																																				
	無線連絡設備（携帯型）																																																																																				
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム																																																																																				
	IP電話																																																																																				
	IP-FAX																																																																																				
対応設備		重大事故等 対処設備																																																																																			
衛星電話設備	固定電話																																																																																				
衛星携帯電話	衛星携帯電話																																																																																				
トランシーバ	トランシーバ																																																																																				
インターフォン	インターフォン																																																																																				
テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）																																																																																				
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム																																																																																				
	IP電話（地上系）																																																																																				
	IP電話（衛星系）																																																																																				
	IP-FAX（地上系）																																																																																				
	IP-FAX（衛星系）																																																																																				
無線通話装置	携帯用無線機																																																																																				
運転指令設備	ハンドセットステーション																																																																																				
電力保安用通信用電話設備	保安電話（固定）																																																																																				
	保安電話（携帯）																																																																																				
	衛星保安電話																																																																																				
加入電話設備	加入電話（FAX含む）																																																																																				
専用電話設備	専用電話																																																																																				
携帯電話	携帯電話																																																																																				
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																				
		多様性拡張設備																																																																																			
対応設備		重大事故等 対処設備																																																																																			
衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）																																																																																				
緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム																																																																																				
インターフォン	インターフォン																																																																																				
携行型通話装置	携行型通話装置																																																																																				
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム																																																																																				
	IP電話																																																																																				
	IP-FAX																																																																																				
運転指令設備	運転指令設備																																																																																				
電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）																																																																																				
	保安電話（携帯）																																																																																				
	衛星保安電話																																																																																				
無線連絡設備	無線通話装置（固定型）																																																																																				
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																				
加入電話設備	加入電話																																																																																				
加入ファクシミリ	加入ファクシミリ																																																																																				
		多様性拡張設備																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

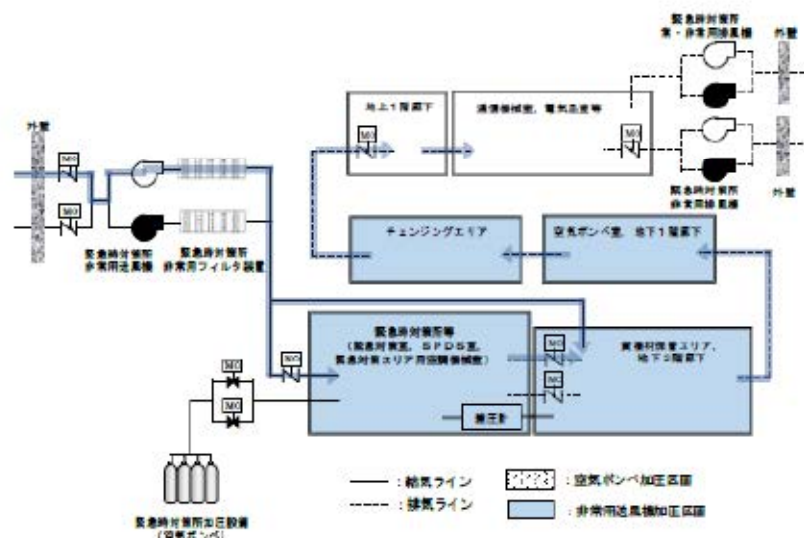
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>第1.18-1図 機能喪失原因対策分析 (緊急時対策所全交流動力電源喪失)</p>	<p>第1.18.1図 緊急時対策所交流動力電源喪失の機能喪失要因と対処設備・対処手段</p>	<p>第1.18.1図 機能喪失原因対策分析 (緊急時対策所電源喪失)</p>	<p>・②③の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

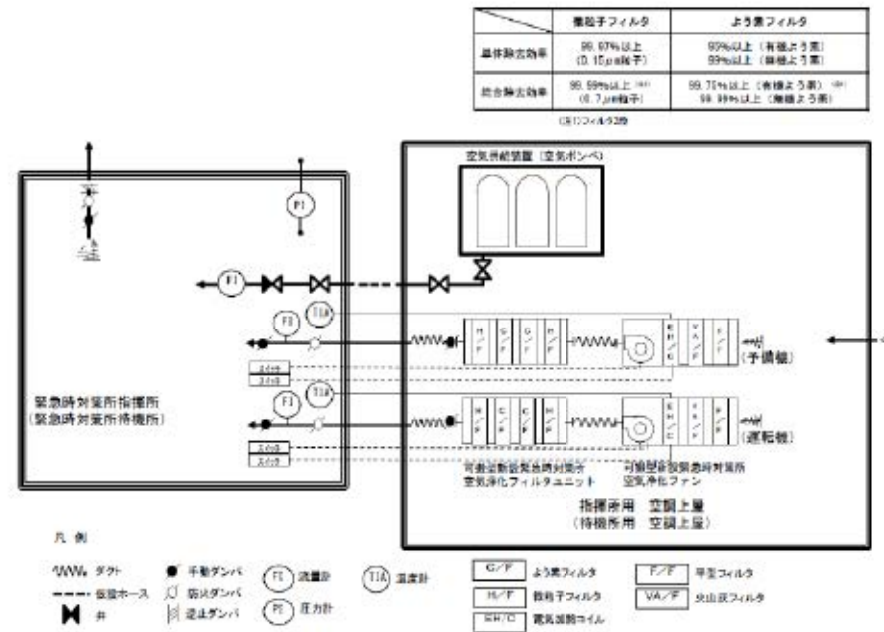


第1.18-2図 緊急時対策所換気空調系統概略図
 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)

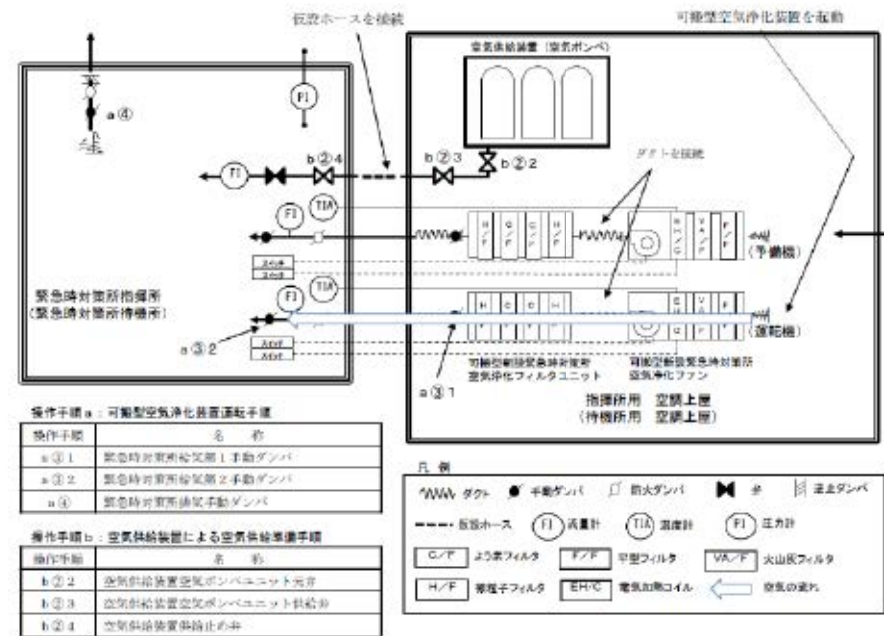
手順の項目	実施(者)	実施時間	実施場所	実施内容	実施手段	実施結果
緊急時対策所非常用送風機運転準備	運転員	1	緊急時対策所非常用送風機室	非常用送風機運転開始	手動	正圧化

第1.18-3図 緊急時対策所非常用送風機運転手順タイムチャート

泊発電所3号炉

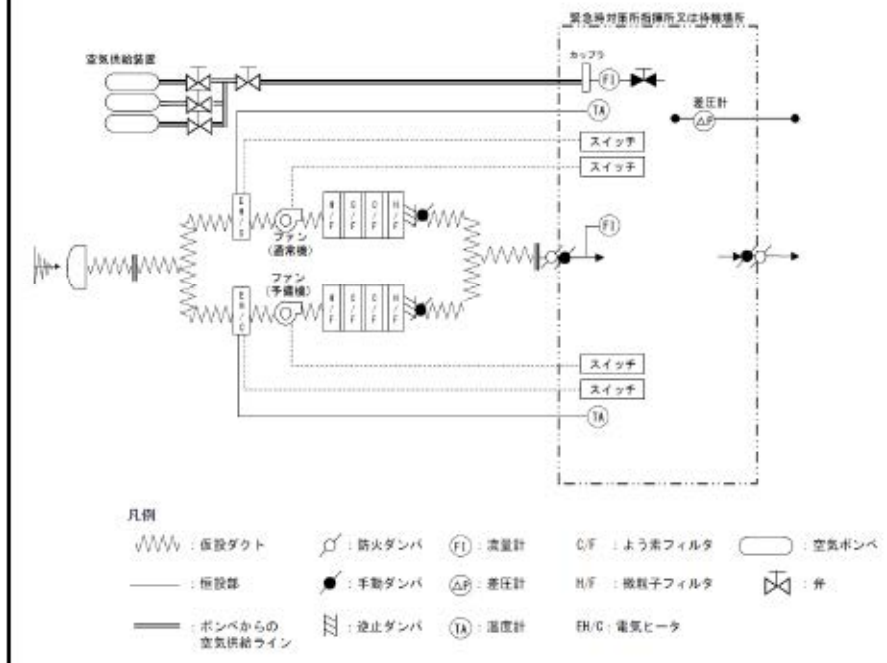


第1.18.2図 緊急時対策所 換気設備の概略系統

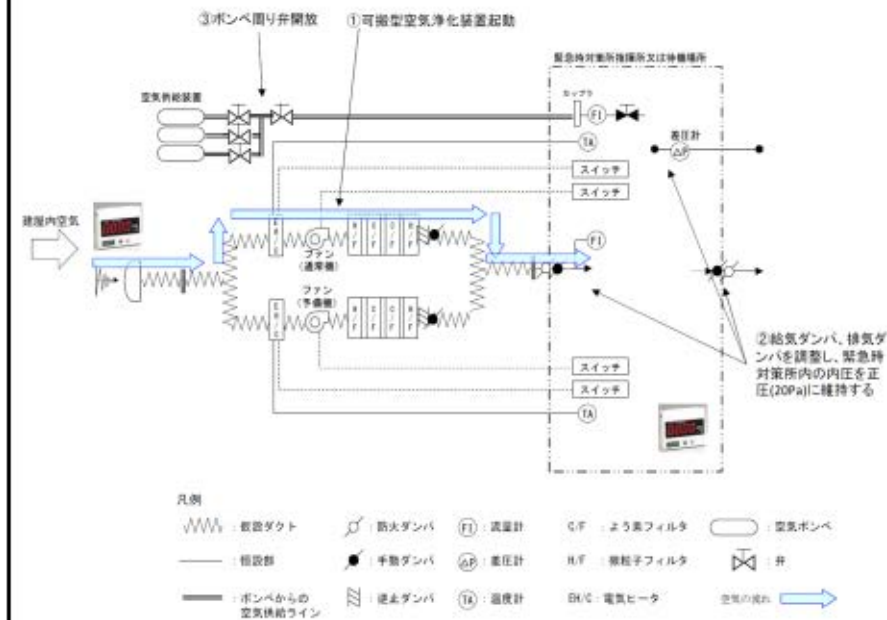


第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置準備の概略系統

大飯発電所3/4号炉



第1.18.2図 緊急時対策所換気設備の概略系統図



第1.18.3図 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置による
 空気供給準備時の概略系統図

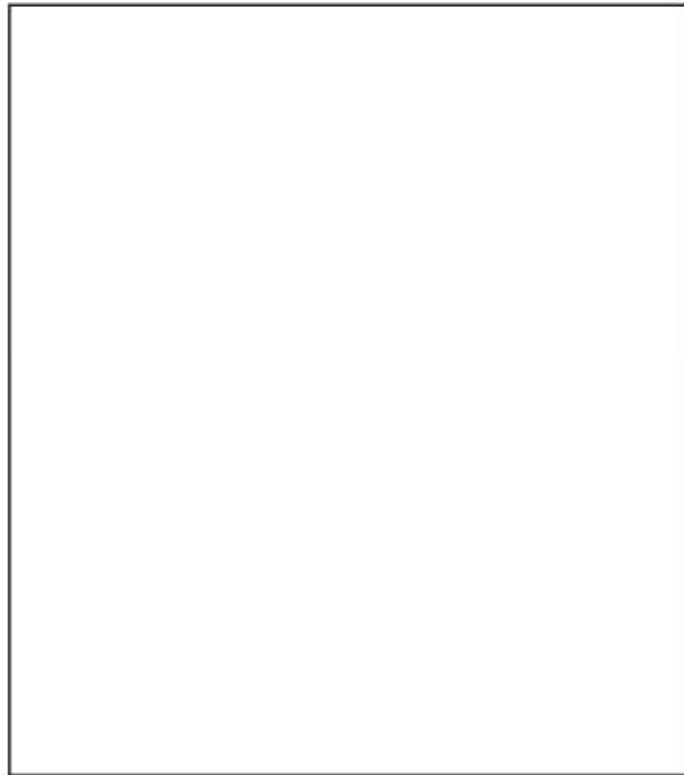
差異理由

・①の相違

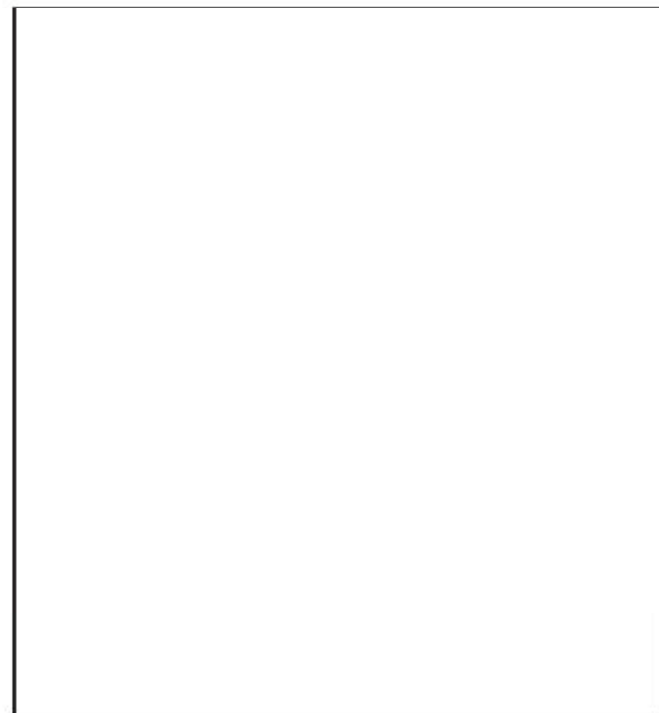
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.18-4図 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置設置場所



第1.18-5図 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）設置場所

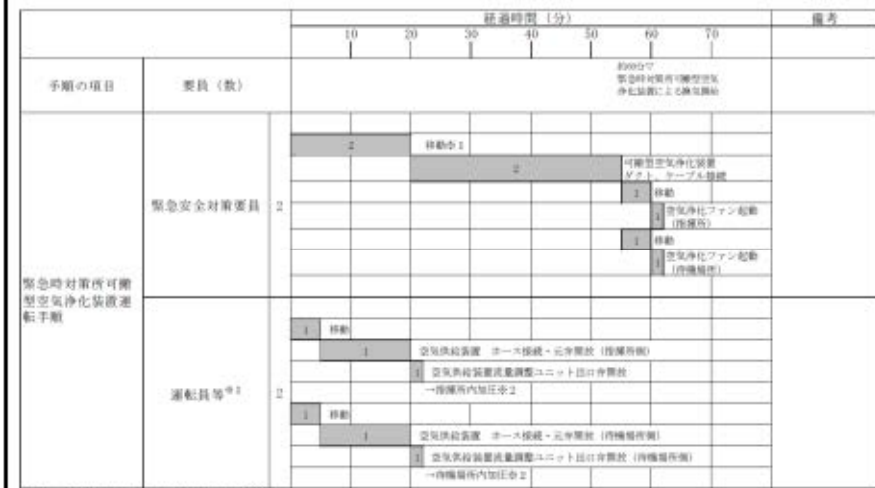
泊発電所3号炉



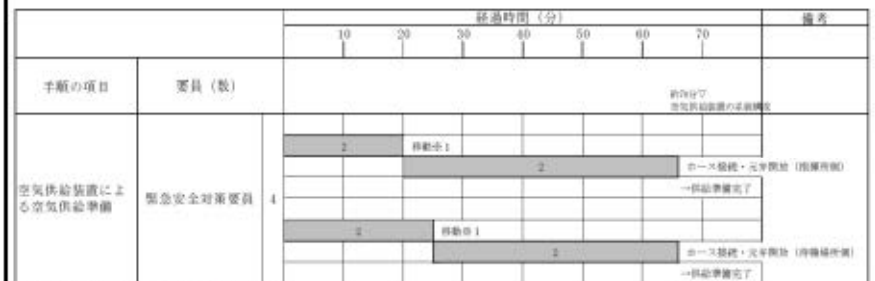
第1.18.4図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置による空気供給準備タイムチャート

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉



第1.18.4図 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転 タイムチャート



第1.18.5図 空気供給装置による空気供給準備 タイムチャート

差異理由

・設備構成の相違
 空気浄化装置から
 空気供給装置への
 切替は手動で行う
 ことから、使用の
 ための準備手順が
 必要となる。

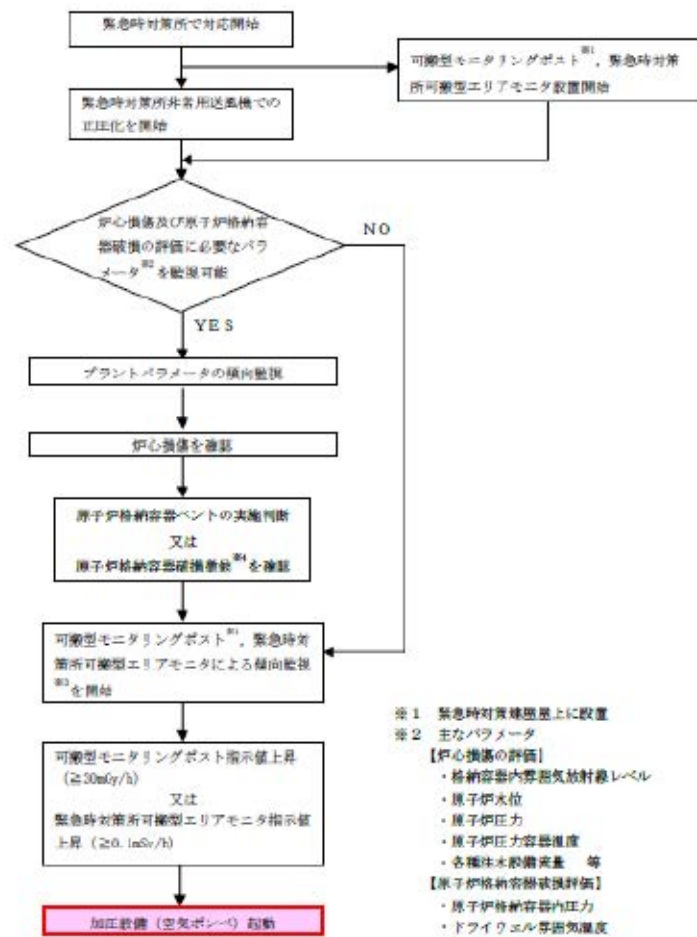
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
緊急時対策所可搬型エアモニタ設置準備	1															

第1.18-6図 緊急時対策所可搬型エアモニタ設置手順タイムチャート



- ※1 緊急時対策棟屋上に設置
- ※2 主なパラメータ
 - 【炉心状態の評価】
 - 格納容器内放射線レベル
 - 原子炉水位
 - 原子炉圧力
 - 原子炉圧力容器温度
 - 各種水位測定値 等
 - 【原子炉格納容器状態評価】
 - 原子炉格納容器内圧力
 - ドライウェル雰囲気温度
 - サブプレッションタンク内気体温度
 - 原子炉格納容器内水素濃度
 - 原子炉格納容器内酸素濃度
 - 原子炉格納容器内水素濃度 等
- ※3 警報により確実に検知可能
- ※4 原子炉格納容器の境界圧力又は境界温度を超過する懸念。原子炉格納容器内圧力又は境界温度が異常値に達するに依り検知可能

第1.18-7図 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

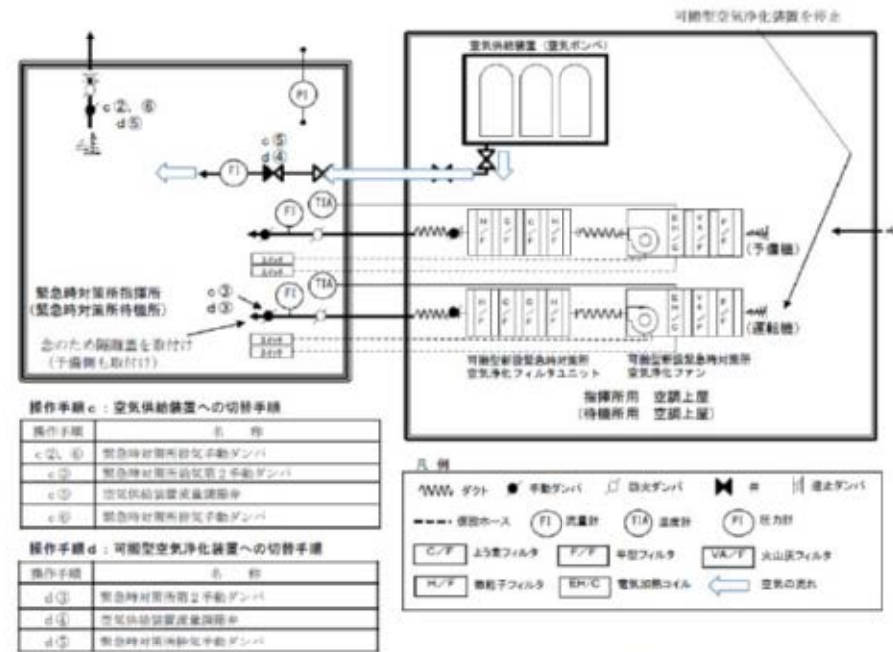
泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
緊急時対策所可搬型エアモニタ設置	4															

第1.18.5図 緊急時対策所可搬型エアモニタ設置 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
緊急時対策所空気供給装置への切替準備	5															

第1.18.6図 空気供給装置への切替準備 タイムチャート



第1.18.7図 緊急時対策所空気供給装置への切替の概略系統

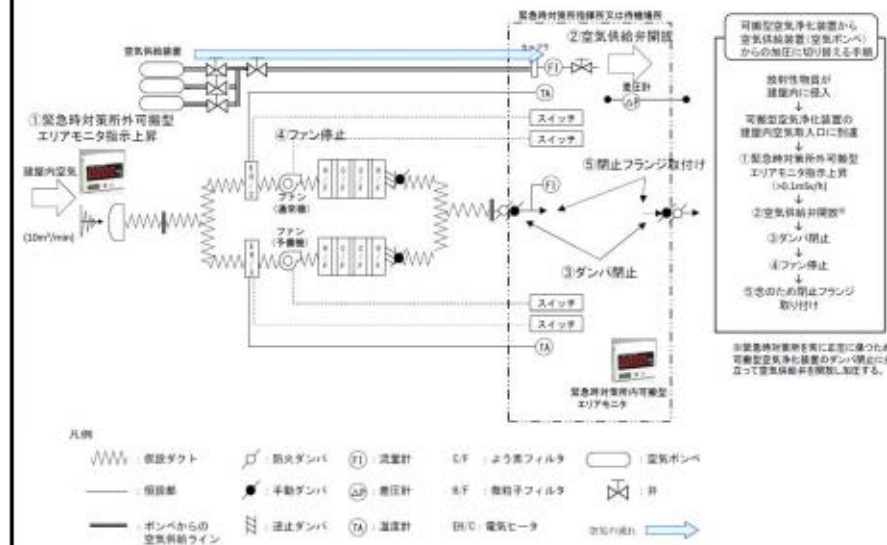
大飯発電所3/4号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
緊急時対策所内可搬型エアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エアモニタ設置	2															

第1.18.6図 緊急時対策所内可搬型エアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エアモニタ設置 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55			
緊急時対策所空気供給装置への切替準備	4															

第1.18.7図 空気供給装置への切替準備タイムチャート



第1.18.8図 空気供給装置への切替の概略系統図

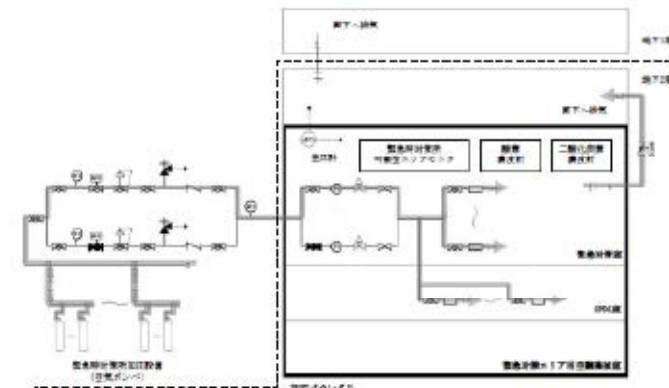
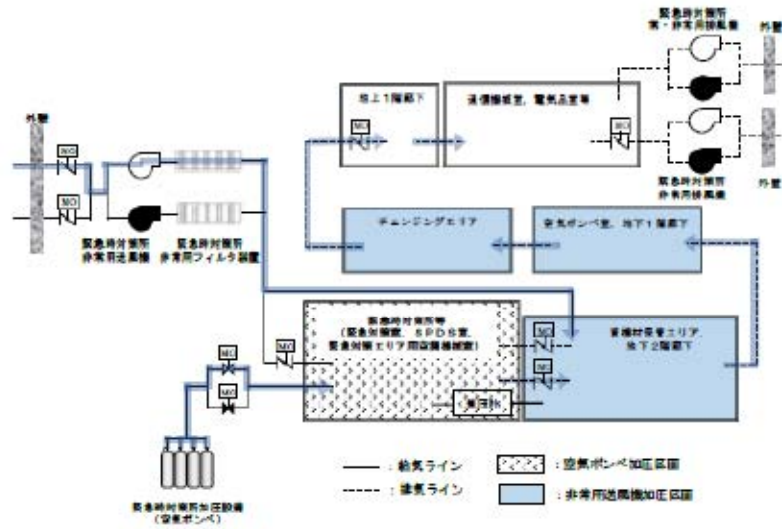
差異理由

・設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.18-8図 緊急時対策所換気空調系 系統概略図
 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)による正圧化)

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	0	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	1	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	2	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	3	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	4	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	5	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	6	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	7	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	8	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	9	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	10	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	11	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	12	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	13	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	14	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	15	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	16	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	17	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	18	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	19	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	20	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	21	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	22	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	23	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	24	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	25	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	26	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	27	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	28	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	29	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	30	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	31	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	32	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	33	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	34	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	35	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	36	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	37	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	38	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	39	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	40	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	41	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	42	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	43	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	44	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	45	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	46	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	47	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	48	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	49	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	50	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	51	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	52	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	53	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	54	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	55	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	56	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	57	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	58	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	59	
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転	1	60	

第1.18-9図 緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)運転手順タイムチャート

泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考					
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5						
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指操作)	事務員 2																
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指操作)	事務員 2																

第1.18.8図 空気供給装置への切替タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考					
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5		5				
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替(指操作)	事務員 2																
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替(指操作)	事務員 2																

第1.18.9図 可搬型空気浄化装置への切替タイムチャート

大飯発電所3/4号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考					
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5						
緊急時対策所 空気供給装置への 切替	緊急時対策本部要員 4																
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替	緊急時対策本部要員 4																

第1.18.9図 空気供給装置への切替タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考					
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5						
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替	緊急時対策本部要員 4																
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替	緊急時対策本部要員 4																

第1.18.10図 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替タイムチャート

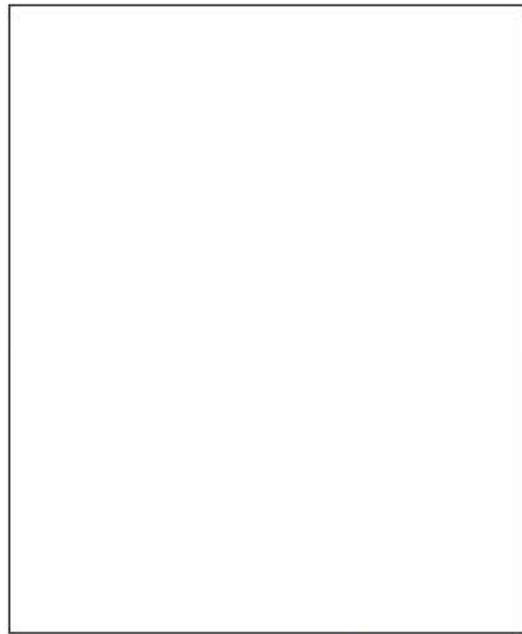
差異理由

・設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.18-10図 緊急時対策所 見取り図

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)					対応手段	備考
		1	2	3	4	5		
緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替手順	1							

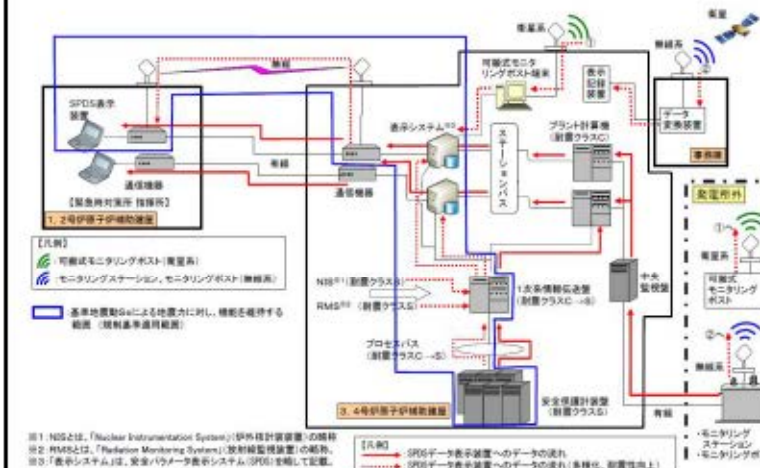
第1.18-11図 緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替手順 タイムチャート

泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)									備考			
		0	1	2	3	4	5	6	7	8		9		
緊急時対策所可搬型空気浄化装置切替	4													

第1.18.10図 可搬型空気浄化装置切替 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉



第1.18.11図 緊急時対策所情報収集設備の概要

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		1	2	3	4	5	6	
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替	1							

第1.18.12図 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替タイムチャート

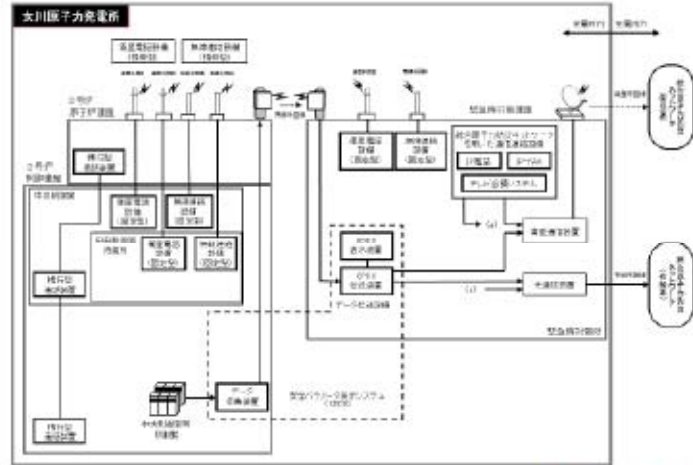
差異理由

・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.18-12図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要

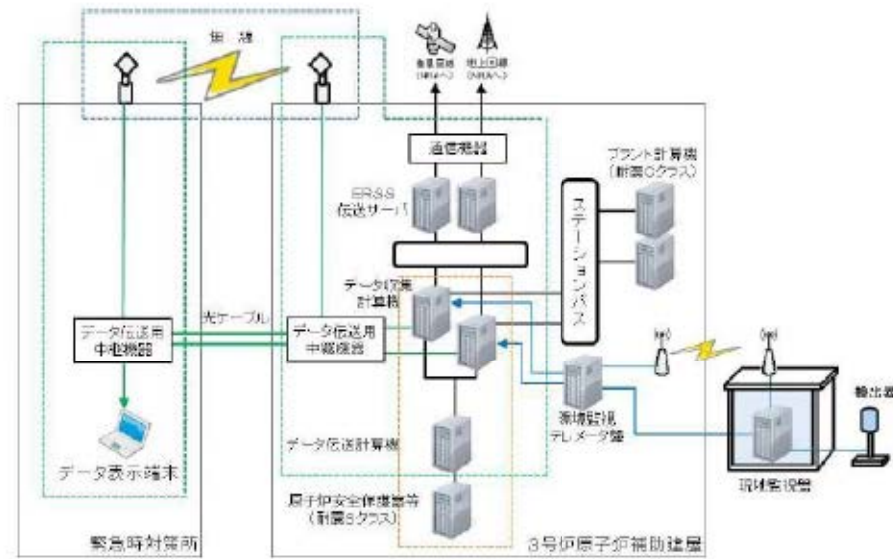
作業の項目	実施(日)	経過時間 (分)												備考	
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55		
チェン징エリア設置準備	1														

第1.18-13図 緊急時対策所チェン징エリア設置手順タイムチャート

作業の項目	実施(日)	経過時間 (分)												対応手段	備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55		
緊急時対策所換気空調系切替	1														

第1.18-14図 緊急時対策所換気空調系切替手順タイムチャート

泊発電所3号炉



- 基本地震動による地震力に対し、機能維持する範囲(規程基準適用範囲)
- データ伝送手段の多様化を図り、データ表示機能維持する範囲(規程基準適用範囲)
- 新築3クラスの原子炉安全保護装置からのデータ伝送ラインの新設性向上範囲(更なる安全性向上範囲)

第1.18.11図 必要な情報を把握するための設備の概要

大飯発電所3/4号炉

差異理由

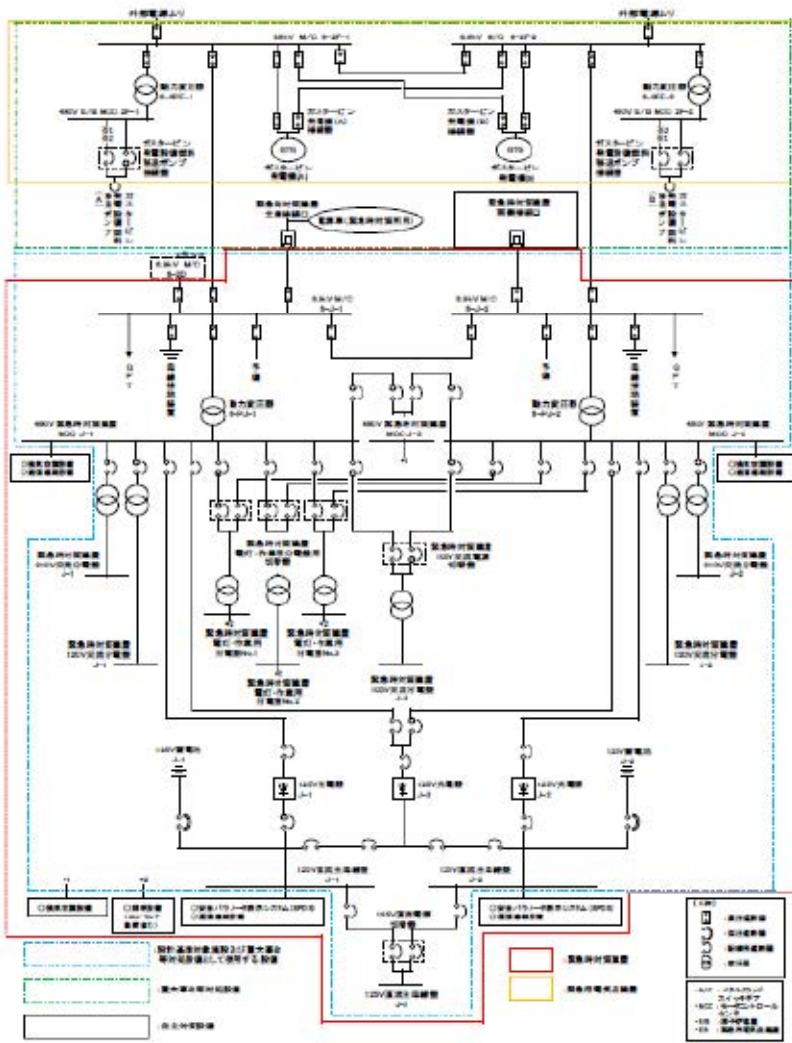
・設備名称の相違

・設計方針の相違
 泊のチェン징エリアは平常時から設置しているため該当手順・タイムチャートなし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉



第1.18-15図 緊急時対策所 給電系統概要図

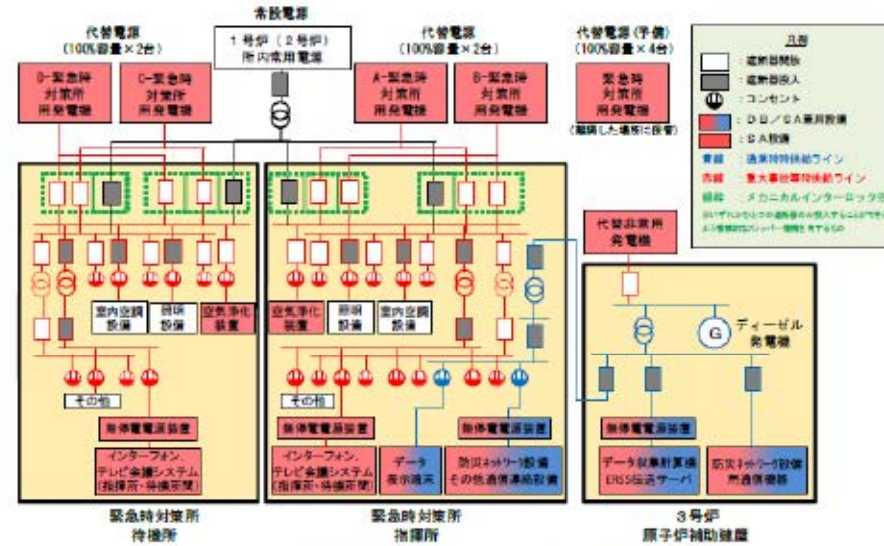
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の起動	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動
緊急時対策所待機所への電源供給	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動

第1.18-16図 電源車(緊急時対策所用) 起動操作タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
予備電源車(自主対策設備)の起動	1	約15分	予備電源車(自主対策設備)の起動
緊急時対策所待機所への電源供給	1	約15分	予備電源車(自主対策設備)の起動

第1.18-17図 予備電源車(自主対策設備) 起動操作タイムチャート

泊発電所3号炉



第1.18.12図 緊急時対策所 給電系統概要図

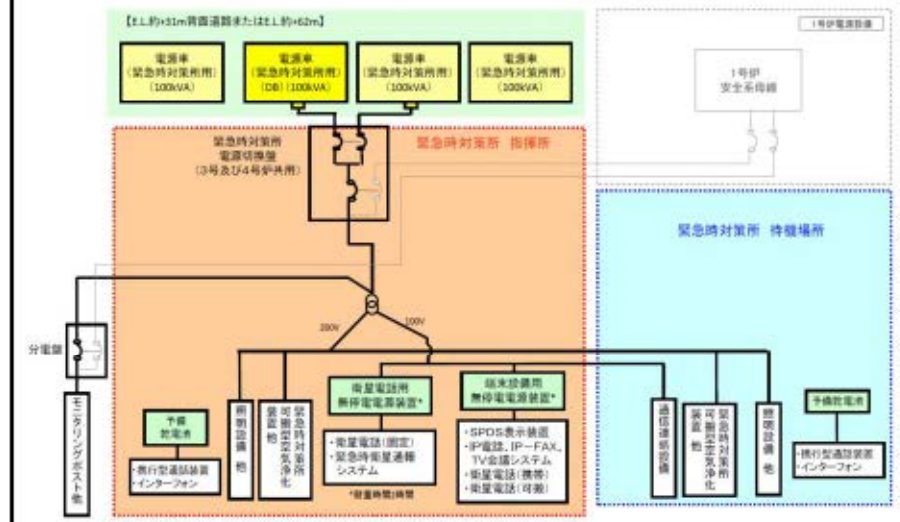
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の準備	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の準備
緊急時対策所待機所への電源供給	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の準備

第1.18.13図 緊急時対策所用発電機の準備操作 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の起動	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動
緊急時対策所待機所への電源供給	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動

第1.18.14図 緊急時対策所用発電機の起動操作 タイムチャート

大阪発電所3/4号炉



第1.18.13図 緊急時対策所 給電系統概要

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の準備	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の準備
緊急時対策所待機所への電源供給	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の準備

※1 移動時間に防護具の着用時間を含む。

第1.18.14図 電源車(緊急時対策所用)準備タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の起動	2	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動
緊急時対策本部要員への電源供給	1	約15分	電源車(緊急時対策所用)の起動

※1 移動時間に防護具の着用時間を含む。

第1.18.15図 電源車(緊急時対策所用)起動 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)	備考
電源車(緊急時対策所用)の切替	1	約10分	電源車(緊急時対策所用)の切替
緊急時対策本部要員への電源供給	1	約10分	電源車(緊急時対策所用)の切替

※1 移動時間に防護具の着用時間を含む。

第1.18.16図 電源車(緊急時対策所用)の切替 タイムチャート

差異理由

③の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																																																																																									
	<div data-bbox="973 191 1789 779" style="border: 2px solid black; height: 280px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1092 783 1673 814">第1.18.15図 可搬型タンクローリーのアクセスルート図</p> <div data-bbox="982 919 1783 1251"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日数</th> <th>事故前</th> <th>0</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事故</td> <td></td> <td>▼人員発生</td> <td>▼CVV破壊 ※ガスより発生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 hr 経費不可期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備及び給油時間</td> <td></td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> <td>▼給油</td> </tr> <tr> <td></td> <td>泊発電所</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> <td>新機所側発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="982 1289 1783 1352">※：新機所側発電機は直ぐに給油が必要な状態ではないが、ブルーム通過後の給油回数削減のため、指弾所側発電機と同時に給油する。</p> <p data-bbox="1032 1367 1733 1398">第1.18.16図 緊急時対策所用発電機燃料補給作業 タイムチャート</p> </div>	日数	事故前	0	1	2	3	4	5	6	7	事故		▼人員発生	▼CVV破壊 ※ガスより発生									10 hr 経費不可期間							電源設備及び給油時間		▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油		泊発電所	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	<div data-bbox="1852 254 2614 758" style="border: 2px solid black; height: 240px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="2041 768 2457 800">第1.18.17図 タンクローリーによるアクセスルート</p> <div data-bbox="2110 793 2576 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="1852 877 2644 1121"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="8">経過時間(時間)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0.5</th> <th>1</th> <th>1.5</th> <th>2</th> <th>2.5</th> <th>3</th> <th>3.5</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電源車(緊急時対策所用)燃料補給</td> <td rowspan="3">緊急安全対策要員 3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>移動、タンクローリー準備中1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>燃料積み込み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>移動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>電源車(緊急時対策所用)への給油開始</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1852 1121 2644 1142">※1 移動、タンクローリー準備の時間には防護具の着脱時間、緊急対策用アンカーの取り外し時間を含む。</p> <p data-bbox="1852 1142 2644 1163">※2 3名のうち2名がタンクローリーへの給油を行い、1名は燃料油貯蔵タンクのコンソール開放時の燃費測定を実施する。</p> <p data-bbox="1982 1163 2516 1184">第1.18.18図 電源車(緊急時対策所用)燃料補給 タイムチャート</p> </div>	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)								備考	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	電源車(緊急時対策所用)燃料補給	緊急安全対策要員 3											1	移動、タンクローリー準備中1									2	燃料積み込み											3	移動										4	電源車(緊急時対策所用)への給油開始								<p data-bbox="2683 226 2801 258">・②の相違</p>
日数	事故前	0	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																			
事故		▼人員発生	▼CVV破壊 ※ガスより発生																																																																																																																									
			10 hr 経費不可期間																																																																																																																									
電源設備及び給油時間		▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油	▼給油																																																																																																																			
		泊発電所	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機	新機所側発電機																																																																																																																			
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)								備考																																																																																																																		
		0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4																																																																																																																			
電源車(緊急時対策所用)燃料補給	緊急安全対策要員 3																																																																																																																											
		1	移動、タンクローリー準備中1																																																																																																																									
		2	燃料積み込み																																																																																																																									
		3	移動																																																																																																																									
		4	電源車(緊急時対策所用)への給油開始																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
	<p>第1.18.17図 緊急時対策所用発電機への燃料補給に関する対応手順</p> <p>第1.18.18図 緊急時対策所用発電機の接続先切替概要図</p>		<p>差異理由 ・②の相違</p>